スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち
スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領

農林水産省農産局長通知
制定　令和８年４月７日付け７農産第5525号

第１　対象事業

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和８年４月７日付け７農産第 5524 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第２　事業の構成

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業は次の事業メニューにより構成され、事業メニューごとの事業内容、事業実施主体、補助率等は事業メニューごとに定める別記のとおりとする。

（１）スマート技術体系転換加速化支援（広域型）（別記１－１）
（２）スマート技術体系転換加速化支援（地域型）（別記１－２）

附則

この通知は、令和８年４月７日から施行する。

別記１－１　スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業のうちスマート技術体系転換加速化支援（広域型）

第１　総則

交付等要綱に定めるスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業のうちスマート技術体系転換加速化支援（広域型）（以下別記１－１において「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、本実施要領に定めるものとする。

第２　事業内容等

本事業における目的、事業内容及び実施期間については、以下のとおりとする。

１　目的

本事業は、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等を行う産地の取組を支援することを目的とする。

２　事業内容

本事業は、別表１のとおり生産品目ごとに定めた技術課題の解決に向けたスマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組を支援するものであり、その補助率及び国庫補助金額の上限額は別表２及び別表２－２に掲げるとおりとする。

３　実施期間

本事業の実施期間は１年以内とする。

第３　成果目標

本事業における成果目標については別表３のとおりとする。

ただし、（１）は必ず選択しなければならないものとし、加えて（２）から（７）までの中から１つ、合計２つの成果目標を選択するものとする。

第４　目標年度

本事業における目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、別表２－２に掲げる果樹又は茶の改植・新植等と一体的な取組を行う場合の目標年度は、同表に掲げる補助対象経費の区分に応じた目標年度のうち最も長い年度とする。

第５　面積要件

本事業における広域スマート計画を策定する上での面積要件は、別表４のとおりとする。

第６　申請及び審査方法

本事業における計画の申請等に係る手続は以下のとおりとする。

１　広域スマート計画の作成等

（１）事業実施主体は、本事業の趣旨及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年法律第 63 号）の趣旨に沿って、別記様式第１－１号別添１により広域スマート計画書を作成し、別記様式第１－１号別添２により作成した「みどりチェック」チェックシート及び別記様式第１－１号別添３、４又は５により作成した機械等の導入に係る計画書を、別記様式第１－１号と併せて地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）へ提出するものとする。

なお、果樹又は茶の改植等を実施する場合にあっては、上記に加えて別記様式第１－１号別添６又は７を提出するものとする。

（２）事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に広域スマート計画を提出するものとする。

２　審査の手続及び結果の通知

（１）地方農政局長等は、１の規定による提出を受けた場合は、本実施要領及び別に定める公募要領に照らして計画の内容が適正であるか審査を行い、その結果を取りまとめの上、農産局長に提出するものとする。

（２）農産局長は、本実施要領及び別に定める公募要領に基づき広域スマート計画の審査を行い、適正と認められる場合は、計画を承認し地方農政局長等に対し通知するものとする。

（３）地方農政局長等は、（２）の通知があった場合は、事業実施主体に対し承認の通知を行うものとする。

第７　採択要件

本事業における採択要件は、以下のとおりとする。

１　本事業における事業実施主体は次に掲げる要件を満たす者とする。

（１）本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。

（２）事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかな対応をとることが可能な者であること。

（３）法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

（４）法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報

告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

（５）法人等の役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

２　本事業においては、以下に掲げる要件を満たすこととする。

なお、果樹又は茶の改植・新植等を実施する場合にあっては、以下の要件に加え、別紙に定める要件及び留意事項を満たすこととする。

（１）第３の規定において定める成果目標の基準を満たすこと。

（２）「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組を実施すること。

第８　補助対象経費等

本事業において、交付等要綱別表２に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもののみとし、各経費の内容等については別表５に掲げるとおりとする。

ただし、農業機械（アタッチメントを含む。以下同じ。）の導入及びリース導入（以下「農業機械の導入等」という。）にあっての交付対象基準等は以下のとおりとする。

なお、事業実施主体は、過剰な農業機械の導入等を排除するなど、徹底的な事業費の低減に努めるものとする。

１　農業機械の導入等の基準

別表２の（１）に掲げる取組に必要な農業機械の導入等に要する経費であって、次の基準を満たすものとする。

（１）本体価格が 50 万円以上の農業機械であること。

（２）原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）が２年以上の農業機械をいう。）も対象とすることができるものとする。

２　補助対象としない経費

（１）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

（２）農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等。ただし、追従型運搬車は除く。）に係る経費

（３）他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

（４）毎年度必要となる資材の購入に係る経費

３　農業機械の導入等に係る留意事項

（１）共通

ア　事業実施主体及びリース事業者は、農業機械の購入先の選定に当たっては、当該農業機械の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

イ　地方農政局長等は、対象とする農業機械で同種同能力のものについて申請によって補助額のバラツキが生じないように、希望小売価格等を参考に上限を定めるなど公平性の確保に努めるものとする。

ウ　補助の対象となる農業機械は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

エ　事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

オ　スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機械等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入及びリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和２年３月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

カ　農業機械が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業機械メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入し、又はリース導入する場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。

なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

※　API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

キ　地方農政局長等は、農業機械による事故を防止する観点から、事業実施主体に対して農作業安全に係る研修に参加するよう指導することとする。

ク　事業実施主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

（２）農業機械を導入する場合

ア　農業機械の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

イ　事業実施主体は、農業機械の導入を行った場合は、交付等要綱第 26 第３項に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対しても提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ　事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械を導入する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

（イ）事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

（ウ）賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

エ　農業機械の導入を行う者のうち、交付等要綱別表１の「１広域型」の補助事業者の欄に掲げる「（５）農業者」は、次の全てに該当する者とする。

（ア）青色申告（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 143 条に規定する納税地の所轄税務署長の承認を得て行う所得税に係る確定申告又は修正申告をいう。以下同じ。）を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること

（イ）後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること

オ　以下の効果と費用の比較方法に従い、費用対効果を算定すること。

（ア）投資効率の算定

a　本事業を実施しようとする事業実施主体は、農業機械の導入を行う場合においてはｂに掲げるところにより、投資効率を算定することとする。

b　投資効率は、次式に示すとおり、総事業費及び農業機械の導入によって得られる年総効果額（(イ)の規定によって算出される年総効果額をいう。以下同じ。）を資本還元したものにより算定するものとする。

なお、既存農業機械の廃用に伴う損失がある場合には、総事業費と妥当投資額から廃用損失額（デッドコスト）を控除した額とを対比することにより算定するものとする。

投資効率＝｛(年総効果額÷還元率）－廃用損失額｝÷総事業費

（イ）総効果額の算定

a　農業機械ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、農業機械ごとに次の効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果
＋生産力維持効果＋その他の効果

b　各効果の算定方法

各効果の算定は、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年 12 月 12 日付け４農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知）共通７により行うものとする。

（３）農業機械をリース導入する場合

ア　申請方式については、事業実施主体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、事業実施主体が選定した農業機械の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。

イ　農業機械のリース期間は、広域スマート計画の事業実施期間（年単位とし、１年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

ウ　リースによる導入に対する補助額（以下「リース料補助額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料補助額」＝
「リース物件購入価格（税抜き）」×補助率（１／２以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式によるものとする。なお、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料補助額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」
÷「法定耐用年数」）×補助率（１／２以内）
「リース料補助額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）
×補助率（１／２以内）

エ　農業機械のリース導入に対する補助を行う地方農政局長等は、本事業が適切に行われるよう、広域スマート計画の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照

会するなど配慮するものとする。

第９　生産資機材の導入に係る留意事項

生産資機材の導入に当たっては、特段の理由がないにもかかわらず特定の資機材のみを対象としないこと等、対象資機材の選定について公正に行うこととする。

第 10　採択基準

本事業における審査及び採択方法については、以下とおりとする。

１　地方農政局長等及び農産局長は、別表６に示す配分基準に基づき事業実施計画の審査及び採点を行うものとする。

２　農産局長は１の規定による審査及び採点を行った上で、別に定める公募要領に基づき選定審査委員会を開催し、審査を行うものとする。農産局長は、審査及び採点結果を確認し、点数付けによる合計点数が高い順に採択順位をつけ、採択順位が高い順に採択するものとする。

なお、同一の点数を獲得した広域スマート計画が複数ある場合は、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとし、予算の残額が広域スマート計画の要望額を下回る場合は、80％を下限とする範囲内で採択することができるものとする。

３　事業実施主体は、採択となった広域スマート計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の広域スマート計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

第 11　事業の交付決定等

本事業における事業の交付決定は以下のとおりとする。

１　交付決定通知

地方農政局長等は、補助金の交付対象となる事業実施計画を決定し、事業実施主体に対し補助金の交付決定の通知を行うものとする。

２　事業の着手

（１）事業実施主体は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、広域スマート計画を地方農政局長等に提出し、事業の内容が明確となっており、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（２）（１）のただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、別記様式第１－２号により交付決定前着手届を作成し、地方

農政局長等に提出するものとする。

第 12　補助金の請求及び支払い

本事業における補助金の請求及び支払いについては、以下のとおりとする。

1　補助金の請求

事業実施主体は、交付等要綱第 19 の規定（概算払請求を行う場合は、交付等要綱第 18 の規定）により補助金請求書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

2　補助金の支払

地方農政局長等は、事業実施主体から補助金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、速やかに補助金を支払うとともに、支払額の通知を行うものとする。

第 13　事業実施状況の報告

本事業における事業実施状況の報告は以下のとおりとする。

1　事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式第１－１号別添１により事業実施状況報告書を作成し、翌年度の７月末日までに別記様式第１－３号と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

2　地方農政局長等は、１の規定による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。

3　地方農政局長等は事業実施主体に対し、１及び２の規定による報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第 14　事業の評価等

本事業における、広域スマート計画に定められた成果目標の達成状況については、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

1　事業実施主体は、目標年度の翌年度に、広域スマート計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について自ら評価を行い、目標年度の翌年度の７月末日までに、別記様式第１－１号別添１、２により事業評価報告書を作成し、別記様式第１－３号と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

2　地方農政局長等が事業実施主体から１の規定による報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、当該年度の８月末日までに、その評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、妥当と判断される場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、成果目標の変更手続は、交付等

要綱第 14 の規定による計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

（１）自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

（２）社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

３　第３の規定に基づき成果目標を設定した労働生産性の向上及び販売額の増加については、以下の算定式により価格補正を行った上で、評価を行うものとする。

ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないとき又は価格変動の主たる要因が当該産地によることが明らかな場合は、価格補正を行わないものとする。

〔労働生産性の向上の場合〕

価格補正後の労働生産性＝（目標年度の実績の販売単価×補正係数
×目標年度の実績の数量）÷労働時間

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価
÷地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

〔販売額の増加の場合〕

価格補正後の販売額＝目標年度の実績の販売単価×補正係数
×目標年度の実績の数量

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価
÷地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

４　地方農政局長等は、点検評価を実施した結果、広域スマート計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第 13 の２の規定と併せて７月末日までに改善状況の報告をさせるとともに、第 13 の３の規定と併せて８月末日までに農産局長に当該改善状況を報告するものとする。

５　農産局長は、２の規定により受けた報告を取りまとめ、農産局長が設置する評価委員会に評価所見を諮り、最終的な評価結果を取りまとめ、地方農政局長等に通知するものとする。

６　地方農政局長等は、５の規定により取りまとめられた最終的な評価結果及び成果目標の達成率が 80％に満たなかった事業実施主体を公表するものとする。

なお、地方農政局長等は、広域スマート計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し直接、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善計画を別記様式第１－３号と併せて報告させるものとする。

また、地方農政局長等は、成果目標の達成率が 80％に満たなかった事業実施主

体が作成する次年度以降の広域スマート計画について、厳格な審査を行うものとする。

7　国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等、必要な事項に関する調査を行うものとする。

第 15　推進指導体制

地方農政局長等は、事業実施主体に対し、本事業の実施等に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

第 16　その他

本事業を実施するに当たっては、次のことについて留意するものとする。

1　不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して適切に指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、事業実施主体は地方農政局長等の指導の下、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、再発防止のために講じる是正措置等について地方農政局長等に報告するものとする。

2　その他留意事項

（1）農業共済等の積極的な活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。

（2）労働環境の安全対策

地方農政局長等は、事業実施主体に対し、事業実施主体が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等の対応に努めるよう働きかけるよう指導するものとする。

また、事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

（3）園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成 23 年３月 17 日付け環廃産発第 110317001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成７年 10 月 23 日付け７食流第 4208 号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよ

う努めるものとする。

（４）管理運営等

ア　管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した農業機械を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ　管理委託

農業機械の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が農業機械の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、農産局長が適当と認める者に、導入目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

ウ　指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、農業機械等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

エ　事業名の表示

本事業により導入した農業機械には、本事業名を表示するものとする。

（５）ＧＡＰへの対応

本事業において農業機械等を導入し、ＧＡＰ認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

別表１（第２関係）

技術課題を解決するための取組

取組名 （生産品目）	技術課題を解決するための取組
土地利用型作物	・直播栽培の導入 ・自動化農機等の導入 ・土地生産性（収量性）の向上 ・品質の向上
畑作物	・大規模化に対応した機械化体系の導入 ・直播栽培等の省力作業体系の導入 ・機械化一貫体系の導入
野菜・花き	・機械化一貫体系の導入 ・高温障害対策技術の導入 ・自動化農機等の導入 ・高度環境制御装置の導入 ・機械利用効率を高めるための動線の確保等の栽培体系等の導入
果樹・茶	・自動化農機等の導入 ・機械利用効率を高める省力樹形等の導入

別表２（第２関係）

補助上限額及び補助率

事業内容	補助率
(1) 広域スマート計画を作成した農業者等による農業機械の導入等	1/2 以内
(2) (1) の農業機械の導入等に係る以下の関連経費を支援 ① 人材育成に要する研修費・免許取得費、ソフトウェア・データ通信・データ利用等に係る契約料、導入機械に係る保険料等、機械オペレータ育成や農業機械の効率的な利用に必要な経費 ② 畔取りや畔の緩傾斜化等の簡易ほ場整備や改植等、農業機械の導入効果を高める栽培体系に転換するために必要な経費	 定額 ※国庫補助金額について、１事業実施主体あたり 1,500 万円を上限とする。 1/2 以内 ※改植等にかかる経費の詳細は、別表２－２参照。

※ 事業実施主体当たりの国庫補助金額上限は、2.5 億円とする。

別表２－２（第２及び第４関係）

改植等に係る経費及び補助率

Ⅰ　果樹の改植・新植等の取組に係る補助対象経費の補助率

補助対象経費	補助対象とする植栽密度	補助率	目標年度
（１）省力樹形（注１）への改植・新植に要する経費（伐採・抜根費、深耕・整地費、土地改良用資材費、苗木代、植栽費、支柱等。ただし、新植においては、伐採・抜根費を除く。）	補助対象となる栽植密度は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度とする。	１/２以内	４年後
（２）省力的な植栽方法（注２）による改植・新植に要する経費（伐採・抜根費、深耕・整地費、土地改良用資材費、苗木代、植栽費、支柱等。ただし、新植においては、伐採・抜根費を除く。）	当該地域における栽培として通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度での植栽とする。	１/２以内	４年後
（３）改植・新植と一体的に整備する棚施設等の整備		１/２以内	４年後
（４）改植・新植に伴う幼木の管理の取組に必要な経費（注３）		定額（22 万円/10a 以内）	４年後

（注１）本事業において対象とする省力樹形は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱（令和４年４月１日付け３農産第 3174 号農林水産事務次官依命通知）の別表１に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業（以下「果樹労働生産性向上等対策事業」という。）により定められている省力樹形とする

（注２）省力的な植栽方法とは、整列的な配置等により効果を発揮する植栽等であって、上記Ⅰの表の（１）に該当しないものであって、以下のいずれかを満たすものをいう。

なお、その省力的な植栽方法については、都道府県が設置する技術審査会で認められたものとする。

（１）未収益となる期間の短縮を期待できるもの。

（２）10a 当たり労働時間について、慣行栽培と比較して 10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

（３）10a 当たり収量について、慣行栽培と比較して 10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

（注３）事業における幼木の管理期間は改植・新植実施年を含む５年間とし、そのうち支援対象期間は改植・新植実施年を除いた４年間とする。

Ⅱ　茶の改植・新植等の取組に係る補助対象経費の補助率

補助対象経費	補助率	目標年度
（１）改植支援	１/２以内	３年後
（２）新植支援	１/２以内	３年後
（３）改植・新植に伴う未収益支援①	定額（141,000 円/10a）	３年後
（４）改植に伴う未収益支援②	定額（181,000 円/10a）	４年後

別表３（第３関係）
成果目標

項目	成果目標の基準
【必須】 （１）労働生産性の向上	・　生産量、販売額又は栽培面積を労働時間で割り戻した値の目標年度における向上度合を５％以上向上
【選択】 （２）土地利用型作物	①　事業実施地区における単収を事業実施年度の直近７中５年間の平均の値と比べて２％以上増加
	②　事業実施地区における 10a 又は 60kg 当たり生産コスト（物財費）を２％以上削減
	③　事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合を３ポイント以上増加
	④　麦類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して５ポイント以上増加
	⑤　豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して５ポイント以上増加
	⑥　事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を１ポイント以上増加
	⑦　事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合を２ポイント以上増加
	⑧　事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作麦及び２年３作麦の作付面積の割合が７ポイント以上増加。事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作麦及び２年３作麦の作付面積の割合が７ポイント以上増加
	⑨　事業実施地区における小麦作付面積に占めるパン・中華めん用品種の作付面積の割合が２ポイント以上増加
	⑩　豆類の作付面積が事業開始前年（直近７中５）と比較して２％以上増加
	⑪　事業実施地区における１等比率を事業実施年度の直近７中５平均の値と比べて６ポイント以上改善。又は、事業実施地区における下位等級指数（１等以外の数量を全出荷量で除して 100 を乗じたもの）を１割以上削減
	⑫　事業実施地区における１等比率を事業実施年度の直近７中５年間平均の値と比べて５ポイント以上向上。又は、事業実施地区における下位等級指数（１等以外の数量を全出荷量で除して 100 を乗じたもの）を１割以上削減
	⑬　豆類の事業実施地区における上位等級（１、２等）比率を事業実施年度の前７中５年平均の値と比べて 15 ポイント以上向上

	⑭　事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量の基準値範囲内の割合を２ポイント以上増加。又は、事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量の目標値について、基準値範囲内の割合を65%以上、かつ増加
	⑮　小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が 10 ポイント以上増加
	⑯　豆類の契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が事業開始年前年（直近７中５）と比較して３ポイント以上向上。（契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が 40%以上である場合に限る。） 又は、新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が 10%以上向上。 又は、安定取引のため、以下の取組を新たに１つ以上実施。 １　実需者等への直接販売契約又は集荷団体・卸売業者等を介した３社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の 10%以上であること） ２　複数年契約 ３　事前値決め契約 ４　実需者との産地交流会の開催 ５　実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ６　その他安定取引に直接的に資すると認められる取組
	⑰　事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子の合格率が４ポイント以上向上
	⑱　事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子の生産面積の目標年度における増加度合を３ha 以上向上
	⑲　事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子の生産農家１戸当たりの種子生産面積の増加度合を３％以上向上
	⑳　事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子生産者の平均年齢の目標年度における引き下げ度合を２歳以上向上
	㉑　事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子生産者の目標年度における増加度合を２名以上向上
【選択】 （３）畑作物	（てん菜のみ） ①　作付面積のうち直播栽培の割合を 10 ポイント以上増加
	（てん菜のみ） ②　10a 当たり労働時間を３％以上削減
	（ばれいしょのみ） ③　輪作におけるばれいしょの導入比率を２ポイント以上増加
	（かんしょのみ）

	④　当該品目の総出荷量に占める輸出向けの割合を１ポイント以上増加
	（ばれいしょ・てん菜のみ） ⑤　基幹作業（育苗、播種・植付、収穫等）の外部化又は共同化の割合を 10 ポイント以上増加
	（ばれいしょ・かんしょのみ） ⑥　当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を５ポイント以上増加
	（ばれいしょ・かんしょのみ） ⑦　当該品目の契約取引数量を 10%以上増加
	（ばれいしょ・かんしょのみ） ⑧　10a 当たり労働時間を 2.6%以上削減
	（ばれいしょ・かんしょのみ） ⑨ 10a 当たり単収を 2.4%以上増加
	（てん菜のみ） ⑩　単収が前年度又は過去３年平均と比較して２%以上増加
	（てん菜のみ） ⑪ 収穫面積又は一戸当たり収穫面積が１%以上増加
【選択】 （４）野菜	①　当該品目の全出荷量に占める上位規格品等（大きさ、外観品質、内部品質、他との差別化により有利販売を図ったもの（明確な基準、根拠があるもの））の割合を３ポイント以上増加
	②　当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を５ポイント以上増加
	③　当該品目の契約取引数量を 10%以上増加。（事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の１%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の 0.5%以上の場合に限る）
	④　当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合を５ポイント以上増加
	⑤　当該品目の出荷量に占める海外向けの割合を１ポイント以上増加
	⑥　当該品目の単位面積当たりの販売額を３%以上増加
	⑦　スマート農業技術で得られるデータの共有を行う面積の割合を５ポイント以上増加（※施設園芸に限る）
【選択】 （５）花き	①　当該品目の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を３ポイント以上増加
	②　当該品目の栽培面積に占める産地で推奨する品種の割合を３ポイント以上増加

	③　当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を３ポイント以上増加
	④　当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量は出荷額の割合を１ポイント以上増加
	⑤　当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を３％以上増加
	⑥　スマート農業技術で得られるデータの共有を行う面積又は農業者数の割合を 15 ポイント以上増加（※施設園芸に限る）
【選択】 （６）果樹	①　当該品目の単位面積当たり収量を３％以上増加
	②　当該品目の栽培面積に占める産地で推奨する品種の割合を３ポイント以上増加
	③　当該品目の総出荷量又は総出荷額に占める輸出向けの割合を１ポイント以上増加
	④　当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を３ポイント以上増加
	⑤　改植・新植面積を 0.3ha 以上増加
	⑥　スマート農業技術で得られるデータの共有を行う面積の割合を 15 ポイント以上増加（※施設園芸に限る）
【選択】 （７）茶	①　当該品目の単位面積当たり収量を５％以上増加
	②　当該品目の栽培面積に占める産地で推奨する品種の割合を 10 ポイント以上増加
	③　当該品目の総出荷量又は総出荷額に占める輸出向けの割合を 10 ポイント以上増加
	④　契約取引量指数を直近値より７以上増加（なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に 100 を乗じた数とする。）
	⑤　改植・新植面積を 0.5ha 以上増加

別表４（第５関係）

広域スマート計画の面積要件

ア　広域スマート計画の面積要件は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目		面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲		50ha	・原則として、受益地区の水田面積の２分の１以上において、おおむね10ａ以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（ａ）又は（ｂ）の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、５割以上の地区において次に掲げる（ａ）又は（ｂ）の要件を満たしていること。 （ａ）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の３分の２以上が１ha以上に団地化されることが確実であること。 （ｂ）事業の受益地区が事業対象作物の２以上の主要作業を３ha以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね５割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	麦		北海道：60ha 都府県：30ha	
	豆類			
		大豆	20ha	

		雑豆 落花生	北海道：25ha 都府県：10ha	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
	種子			・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種由来の播種する一般種子生産ほ場の面積とする。
		稲	種子生産ほ場の面積が25ha	
		麦	種子生産ほ場の面積が15ha	
		大豆	種子生産ほ場の面積が５ha	
畑作物・地域特産物	いも類	ばれいしょ	北海道：50ha （ただし、でん粉原料用については複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に、50ヘクタールを乗じた面積） 都府県：25ha （ただし、でん粉原料用については複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に、25haを乗じた面積）	
		かんしょ	25ha （ただし、でん粉原料用については複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に、25ヘクタールを乗じた面積）	
		種苗（ばれいしょ）	北海道：25ha 都府県：10ha	
	茶		10ha 　ただし、事業を効果的に実施できる程度にほ場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	

	てん菜	50ha 　ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第１項の指定地域をいう。）の区域内にあること。	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第２条に定める果樹で露地栽培のもの	10ha 　ただし、都市近郊地域（農林統計に用いる地域区分の制定について（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村をいう。以下同じ。）において事業を実施する場合２haとする。なお、果樹の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第２条に定める果樹で施設栽培のもの	５ha 　ただし、都市近郊地域において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、果樹の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	上記以外の果樹	３ha 　都市近郊地域において事業を実施する場合3,000平方メートルとする。ただし、果樹の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	

野菜	露地野菜	10ha 　都市近郊地域において事業を実施する場合２haとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	施設野菜	５ha 　都市近郊地域において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
花き	露地花き	５ha 　都市近郊地域において事業を実施する場合２haとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	施設花き	３ha 　都市近郊地域において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	

イ　産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記２別紙１のⅡ(10)ア(イ)に規定する中山間地域等において本事業を実施する場合は、５戸以上の農業者が参加、又は取組面積が１ha 以上であることとする。

ウ　稲から高収益作物等へ転換を図る場合にあっては、高収益作物等の面積要件を上記規模の１／２とすることができるものとする。

エ　複合品目にかかる取組の場合にあっては、事業に関係する全ての品目を合計した面積が、取組対象品目のうちア又はイに定める面積要件の最も大きな品目の要件を満たす場合には、ア及びイの定めによらず、本事業に取り組むことができるものとする。

オ　野菜、花き及び果樹の取組において、種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とすることができるものとする。

別表５（第８関係）

補助対象経費

費目	細目	内　容	注意点
事業費	機械費	・本事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入等に係る経費	・本実施要領第８の３に掲げるとおり。
	資機材費	・本事業の目的に沿った栽培体系の抜本的な転換（作期分散等のための品種・品目転換、改植等）に必要な資機材費 ・高温対策に係る資機材の導入に係る経費（細霧冷房、遮光資材、土壌被覆資材等） ・その他事業を実施するために直接必要な掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・本実施要領第９に掲げるとおり。 ・果樹の場合において、高温対策に係る資機材の導入にあっては、原則として支援対象者が農業保険法に基づく共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。
	植栽費	・永年性作物の伐採・抜根及び整地並びに植栽等の実施に直接必要な経費	
	未収益期間栽培管理費	・植栽等に伴い発生する未収益期間における栽培管理に直接必要な経費	
	ほ場整備費	ほ場の整備に直接必要な以下の経費 ・土壌土層改良費（重機の賃借に要する費用・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等） ・園内道等の整備費、傾斜の緩和に係る経費、排水路の整備費	・果樹の場合にあっては、原則として支援対象者が農業保険法に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。
	設備設置費	・果樹棚等の整備費 ・用水、かん水施設等の整備費（揚水施設、散水施設、自動制御装置等の整備費）	
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械、農業施設、バックホーや木材等破砕機等の実証ほ場の確保に必要な機械、ほ場等の借上げ経費	・リース又はレンタル費用は、事業実施期間中に発生したものに限る。 ・バックホーや木材等破砕機等の機械の借上げ経費は、実証ほ場の確保に必要なものに限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	
	情報通信費	・事業を実施するために直接必要な情報発信（事業の案内や成果発信等）にかかる費用 ・システム導入に必要なソフトウェア契約や使用に係る経費（初年度に限る）	・事業実施主体が行う場合に限る。 ・WEB コンテンツの作成、システム管理等の WEB による情報発信の経費を含む。

	資料購入費	・事業を実施するために直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ＵＳＢメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	研修受講費	・事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更後の額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
人件費		・事業を実施するために直接従事する事業実施主体の正職員、出向 者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表 等の実施に必要な経費	
謝金	委員等謝金	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 ・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要す	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実

		る外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費	施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 （サービス事業者等への作業委託に係る経費を除く）	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50％未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
役務費		・事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な費用の振込手数料	
	保険料	・導入機械に係る保険料	
備品費		・事業を実施するために直接必要な経費。 ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50万円以上（税別）の調査備品及び機械については、見積書（原則３社以上（該当する設備備品を１社しか扱っていない場合は除く。））、カタログ等を添付するこ

			と。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。

※1　補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

※2　上記の経費であっても以下の経費にあっては認めないものとする。

1　事業実施に直接関連のない経費

2　事務所の家賃など補助事業者の経常的な運営経費

3　事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

4　補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

（※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

5　傷害保険等任意保険の加入に要する経費（導入機械に係る保険料を除く。）

6　補助事業の有無にかかわらず、補助事業者が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費

7　他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費

8　その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

別表６（第 10 関係）

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業のうち
スマート技術体系転換加速化支援（広域型）　配分基準

ア　審査項目及び点数配分はウのとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- 過去３か年に適正化法第 17 条第１項又は第２項に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合
- 審査項目の１及び２～７のいずれかが０点の場合
- 審査項目の１及び２～７のいずれかの合計ポイントが１０点未満の場合
- その他別に定める公募要領に示す審査基準を満たさないと審査委員の過半が判断した場合
- 費用対効果分析の結果により投資の効果が見込まれないと判断される場合

イ　品目ごとに選択できる審査項目は以下のとおりとする。

品目	類別							
稲	A1	A2	A3	A6	A7	A11	A15	
麦	A1	A2	A4	A8	A9	A12	A14	
豆類	A1	A2	A5	A10	A13	A16		
種子	A1	A2	A6	A17	A18	A19	A20	A21
てん菜	B1	B2	B5	B10	B11			
ばれいしょ	B3	B5	B6	B7	B8	B9		
かんしょ	B4	B6	B7	B8	B9			
野菜	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7	
花き	D1	D2	D3	D4	D5	D6		
果樹	E1	E2	E3	E4	E5	E6		
茶	F1	F2	F3	F4	F5			

ウ　審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
【必須】 1　労働生産性の向上	生産量、販売額又は栽培面積を労働時間で割り戻した値の目標年度における向上度合	20%以上・・・10 点 16%以上・・・８点 13%以上・・・６点 ９%以上・・・４点 ５%以上・・・２点
【選択】		
2　土地利用型	（A1）事業実施地区における単収を事業実施年度の直近７中５年間の平均の値と比べて２%以上増加	10%以上・・・10 点 ８%以上・・・８点 ６%以上・・・６点 ４%以上・・・４点 ２%以上・・・２点
	（A2）事業実施地区における 10a 又は 60kg 当たり生産コスト（物財費）を２%以上削減	10%以上・・・10 点 ８%以上・・・８点 ６%以上・・・６点 ４%以上・・・４点 ２%以上・・・２点
	（A3）事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合を３ポイント以上増加	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点 ３ポイント以上・・・２点
	（A4）麦類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して５ポイント以上増加 ※「新品種」とは、平成 20 年以降に育成された麦類の品種（麦類の品種を作付けたことがある場合にあっては、直近において作付けされた品種より後に育成されたものに限る。）をいう。	20 ポイント以上・・・10 点 16 ポイント以上・・・８点 13 ポイント以上・・・６点 ９ポイント以上・・・４点 ５ポイント以上・・・２点
	（A5）豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して５ポイント以上増加 ※「新品種」とは、平成 20 年以降に育成された豆類の品種をいう。	20 ポイント以上・・・10 点 16 ポイント以上・・・８点 13 ポイント以上・・・６点 ９ポイント以上・・・４点 ５ポイント以上・・・２点
	（A6）事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割	５ポイント以上・・・10 点 ４ポイント以上・・・８点

合を１ポイント以上増加	３ポイント以上・・・６点 ２ポイント以上・・・４点 １ポイント以上・・・２点
（A7）事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合を２ポイント以上増加	10 ポイント以上・・・10 点 ８ポイント以上・・・８点 ６ポイント以上・・・６点 ４ポイント以上・・・４点 ２ポイント以上・・・２点
（A8）事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作麦及び２年３作麦の作付面積の割合が７ポイント以上増加	11 ポイント以上・・・10 点 10 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ８ポイント以上・・・４点 ７ポイント以上・・・２点
（A9）事業実施地区における小麦作付面積に占めるパン・中華めん用品種の作付面積の割合が２ポイント以上増加	12 ポイント以上・・・10 点 ９ポイント以上・・・８点 ６ポイント以上・・・６点 ４ポイント以上・・・４点 ２ポイント以上・・・２点
（A10）豆類の作付面積が事業開始前年（直近７中５）と比較して２％以上増加	10%以上・・・10 点 ８％以上・・・８点 ６％以上・・・６点 ４％以上・・・４点 ２％以上・・・２点
（A11）事業実施地区における１等比率を事業実施年度の直近７中５平均の値と比べて６ポイント以上改善。 又は、 事業実施地区における下位等級指数（１等以外の数量を全出荷量で除して 100 を乗じたもの）を 10%以上削減。	10 ポイント以上・・・10 点 ９ポイント以上・・・８点 ８ポイント以上・・・６点 ７ポイント以上・・・４点 ６ポイント以上・・・２点 又は、事業実施年度の直近７中５平均の値と比べて ５割以上削減・・・10 点 ４割以上削減・・・８点 ３割以上削減・・・６点 ２割以上削減・・・４点 １割以上削減・・・２点
（A12）事業実施地区における１等比率を事業実施年度の直近７中５年間平均の値と比べて５ポイント以上向上。	15.0 ポイント以上・・・10 点 12.5 ポイント以上・・・８点 10.0 ポイント以上・・・６点 7.5 ポイント以上・・・４点 5.0 ポイント以上・・・２点

又は、 事業実施地区における下位等級指数（１等以外の数量を全出荷量で除して 100 を乗じたもの）を１割以上削減。	又は、 事業実施年度の直近７中５平均の値と比べて ５割以上削減・・・10 点 ４割以上削減・・・８点 ３割以上削減・・・６点 ２割以上削減・・・４点 １割以上削減・・・２点
（A13）豆類の事業実施地区における上位等級（１、２等）比率を事業実施年度の前７中５年平均の値と比べて 15 ポイント以上向上。	35 ポイント以上・・・10 点 30 ポイント以上・・・８点 25 ポイント以上・・・６点 20 ポイント以上・・・４点 15 ポイント以上・・・２点
（A14）事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量の基準値範囲内の割合を２ポイント以上増加。 又は、 事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量の目標値について、基準値範囲内の割合を 65%以上、かつ増加。 ※基準値は以下のとおりとする。 日本麺製造用 9.7～11.3% パン又は中華麺製造用 11.5～14.0% 醸造用 11.5%以上	10 ポイント以上・・・10 点 ８ポイント以上・・・８点 ６ポイント以上・・・６点 ４ポイント以上・・・４点 ２ポイント以上・・・２点 ・・・10 点
（A15）小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が 10 ポイント以上増加。	30 ポイント以上・・・10 点 25 ポイント以上・・・８点 20 ポイント以上・・・６点 15 ポイント以上・・・４点 10 ポイント以上・・・２点
（A16）豆類の契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が事業開始年前年（直近７中５）と比較して３ポイント以上向上。（契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が 40%以上である場合に限る。）	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点 ３ポイント以上・・・２点

新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が 10%以上向上。 又は、安定取引のため、以下の取組を新たに１つ以上実施。 ①実需者等への直接販売契約又は集荷団体・卸売業者等を介した３社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の 10%以上であること） ②複数年契約 ③事前値決め契約 ④実需者との産地交流会の開催 ⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組	30%以上・・・10 点 25%以上・・・８点 20%以上・・・６点 15%以上・・・４点 10%以上・・・２点 ３つ以上・・・５点 ２つ以上・・・３点 １つ以上・・・１点
（A17）事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子の合格率の目標年度における増加度合を１%以上向上	５%以上または合格率が 100%・・・10 点 ４%以上・・・８点 ３%以上・・・６点 ２%以上・・・４点 １%以上・・・２点
（A18）事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子の生産面積の目標年度における増加度合を３ha 以上向上	15ha 以上・・・10 点 12ha 以上・・・８点 ９ha 以上・・・６点 ６ha 以上・・・４点 ３ha 以上・・・３点
（A19）事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子の生産農家１戸当たりの種子生産面積の増加度合を３%以上向上	15%以上・・・10 点 12%以上・・・８点 ９%以上・・・６点 ６%以上・・・４点 ３%以上・・・２点
（A20）事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子生産者の平均年齢の目標年度における引き下げ度合を２歳以上向上	10 歳以上・・・10 点 ８歳以上・・・８点 ６歳以上・・・６点 ４歳以上・・・４点 ２歳以上・・・２点

	（A21）事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子生産者の目標年度における増加度合を２名以上向上	10 名以上・・・10 点 ８名以上・・・８点 ６名以上・・・６点 ４名以上・・・４点 ２名以上・・・２点
【選択】 ３　畑作物	（てん菜のみ） （B1）作付面積のうち直播栽培の割合を 10 ポイント以上増加	20.0 ポイント以上・・・10 点 17.5 ポイント以上・・・８点 15.0 ポイント以上・・・６点 12.5 ポイント以上・・・４点 10.0 ポイント以上・・・２点
	（てん菜のみ） （B2）10ａ当たり労働時間を３％以上削減	10%以上・・・10 ポイント ９％以上・・・８ポイント ７％以上・・・６ポイント ５％以上・・・４ポイント ３％以上・・・２ポイント
	（ばれいしょのみ） （B3）輪作におけるばれいしょの導入比率を２ポイント以上増加	10 ポイント以上・・・10 点 ８ポイント以上・・・８点 ６ポイント以上・・・６点 ４ポイント以上・・・４点 ２ポイント以上・・・２点
	（かんしょのみ） （B4）当該品目の総出荷量に占める輸出向けの割合を１ポイント以上増加	５ポイント以上・・・10 点 ４ポイント以上・・・８点 ３ポイント以上・・・６点 ２ポイント以上・・・４点 １ポイント以上・・・２点
	（ばれいしょ・てん菜のみ） （B5）基幹作業（育苗、播種・植付、収穫等）の外部化又は共同化の割合を 10 ポイント以上増加	30 ポイント以上・・・10 点 25 ポイント以上・・・８点 20 ポイント以上・・・６点 15 ポイント以上・・・４点 10 ポイント以上・・・２点
	（ばれいしょ・かんしょのみ） （B6）当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を５ポイント以上増加	25 ポイント以上・・・10 点 20 ポイント以上・・・８点 15 ポイント以上・・・６点 10 ポイント以上・・・４点 ５ポイント以上・・・２点
	（ばれいしょ・かんしょのみ） （B7）当該品目の契約取引数量を 10%以上増加	50%以上・・・10 点 40%以上・・・８点 30%以上・・・６点 20%以上・・・４点 10%以上・・・２点

	（ばれいしょ・かんしょのみ） （B8）10a 当たり労働時間を 2.6%以上削減	13.0%以上・・・10 ポイント 10.4%以上・・・８ポイント 7.8%以上・・・６ポイント 5.2%以上・・・４ポイント 2.6%以上・・・２ポイント
	（ばれいしょ・かんしょのみ） （B9）10a 当たり単収を 2.4%以上増加	12.0%以上・・・10 ポイント 9.6%以上・・・８ポイント 7.2%以上・・・６ポイント 4.8%以上・・・４ポイント 2.4%以上・・・２ポイント
	（てん菜のみ） （B10）単収が前年度又は過去３年平均と比較して２%以上増加	10%以上・・・10 点 ８%以上・・・８点 ６%以上・・・６点 ４%以上・・・４点 ２%以上・・・２点
	（てん菜のみ） （B11）収穫面積又は一戸当たり収穫面積が１%以上増加	５%以上・・・10 ポイント ４%以上・・・８ポイント ３%以上・・・６ポイント ２%以上・・・４ポイント １%以上・・・２ポイント
【選択】 4　野菜	（C1）当該品目の全出荷量に占める上位規格品等（大きさ、外観品質、内部品質、他との差別化により有利販売を図ったもの（明確な基準、根拠があるもの））の割合を３ポイント以上増加	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点 ３ポイント以上・・・２点
	（C2）当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を５ポイント以上増加	33 ポイント以上・・・10 点 26 ポイント以上・・・８点 19 ポイント以上・・・６点 12 ポイント以上・・・４点 ５ポイント以上・・・２点
	（C3）当該品目の契約取引数量を 10%以上増加（事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の１%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の 0.5%以上の場合に限る。）	70%以上・・・10 点 55%以上・・・８点 40%以上・・・６点 25%以上・・・４点 10%以上・・・２点
	（C4）当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合を５ポイント以上増加	25 ポイント以上・・・10 点 20 ポイント以上・・・８点 15 ポイント以上・・・６点 10 ポイント以上・・・４点 ５ポイント以上・・・２点

	(C5) 当該品目の出荷量に占める海外向けの割合を１ポイント以上増加	５ポイント以上・・・10 点 ４ポイント以上・・・８点 ３ポイント以上・・・６点 ２ポイント以上・・・４点 １ポイント以上・・・２点
	(C6) 当該品目の単位面積当たりの販売額を３%以上増加	15%以上・・・10 点 12%以上・・・８点 ９%以上・・・６点 ６%以上・・・４点 ３%以上・・・２点
	(C7) スマート農業技術で得られるデータの共有を行う面積又は農業者数の割合を 15 ポイント以上増加（※施設園芸に限る）	50 ポイント以上・・・10 点 40 ポイント以上・・・８点 30 ポイント以上・・・６点 20 ポイント以上・・・４点 10 ポイント以上・・・２点
【選択】 5　花き	(D1) 当該品目の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を３ポイント以上増加	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点 ３ポイント以上・・・２点
	(D2) 当該品目の栽培面積に占める産地で推奨する品種の割合を３ポイント以上増加	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点 ３ポイント以上・・・２点
	(D3) 当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を３ポイント以上増加	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点 ３ポイント以上・・・２点
	(D4) 当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量は出荷額の割合を１ポイント以上増加	５ポイント以上・・・10 点 ４ポイント以上・・・８点 ３ポイント以上・・・６点 ２ポイント以上・・・４点 １ポイント以上・・・２点
	(D5) 当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を３%以上増加	15%以上・・・・・・10 点 12%以上・・・・・・８点 ９%以上・・・・・・６点 ６%以上・・・・・・４点 ３%以上・・・・・・２点

	(D6) スマート農業技術で得られるデータの共有を行う面積又は農業者数の割合を 15 ポイント以上増加（※施設園芸に限る）	50 ポイント以上・・・10 点 40 ポイント以上・・・８点 30 ポイント以上・・・６点 20 ポイント以上・・・４点 10 ポイント以上・・・２点
【選択】 6　果樹	(E1) 当該品目の単位面積当たり収量を３％以上増加	15%以上・・・10 点 12%以上・・・８点 ９%以上・・・６点 ６%以上・・・４点 ３%以上・・・２点
	(E2) 当該品目の栽培面積に占める産地で推奨する品種の割合を３ポイント以上増加	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点 ３ポイント以上・・・２点
	(E3) 当該品目の総出荷量又は総出荷額に占める輸出向けの割合を１ポイント以上増加	５ポイント以上・・・10 点 ４ポイント以上・・・８点 ３ポイント以上・・・６点 ２ポイント以上・・・４点 １ポイント以上・・・２点
	(E4) 当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を３ポイント以上増加	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点 ３ポイント以上・・・２点
	(E5) 改植・新植面積を 0.3ha 以上増加	5.0ha 以上・・・10 点 3.0ha 以上・・・８点 1.5ha 以上・・・６点 1.0ha 以上・・・４点 0.3ha 以上・・・２点
	(E6) スマート農業技術で得られるデータの共有を行う面積又は農業者数の割合を 15 ポイント以上増加（※施設園芸に限る）	50 ポイント以上・・・10 点 40 ポイント以上・・・８点 30 ポイント以上・・・６点 20 ポイント以上・・・４点 10 ポイント以上・・・２点
【選択】 7　茶	(F1) 当該品目の単位面積当たり収量を５％以上増加	25%以上・・・10 点 20%以上・・・８点 15%以上・・・６点 10%以上・・・４点 ５%以上・・・２点

	（F2）当該品目の栽培面積に占める産地で推奨する品種の割合を 10 ポイント以上増加	18 ポイント以上・・・10 点 16 ポイント以上・・・８点 14 ポイント以上・・・６点 12 ポイント以上・・・４点 10 ポイント以上・・・２点
	（F3）当該品目の総出荷量又は総出荷額に占める輸出向けの割合を 10 ポイント以上増加	30 ポイント以上・・・10 点 25 ポイント以上・・・８点 20 ポイント以上・・・６点 15 ポイント以上・・・４点 10 ポイント以上・・・２点
	（F4）契約取引量指数を直近値より７以上増加（なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に 100 を乗じた数とする。）	35 以上・・・10 点 28 以上・・・８点 21 以上・・・６点 14 以上・・・４点 ７以上・・・２点
	（F5）改植・新植面積を 0.5ha 以上増加	5.0ha 以上・・・10 点 3.0ha 以上・・・８点 1.5ha 以上・・・６点 1.0ha 以上・・・４点 0.5ha 以上・・・２点
加点要素１ スマート農業技術活用促進法との関係	事業実施主体が農業者の場合、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している。（注１）	７点
以下の加点要素２～５については、いずれか１つを選択できるものとする。		
加点要素２ 高温対策	スマート技術体系への包括的転換の取組にあわせて高温による農作物への影響を回避・軽減する取組を実施する。	３点
加点要素３ 地域計画	事業実施主体が、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第１項に定める地域計画のうち「将来像が明確化された地域計画（注２）」に位置付けられている。	５点
加点要素４ 実効性	都道府県の普及組織等による技術的なサポート及び技術普及の取組を実施する。	５点
加点要素５ 重点品目	・重点品目の取組を実施（輸出の取組） ・準重点品目の取組を実施（輸出の取組） （注３）	５点 ３点

（注１）　事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。

なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

（注２）　「将来像が明確化された地域計画」とは、次の１及び２の要件を満たすものをいう。

１　農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

（１）目標集積率が、「現状の集積率」を下回らないこと。

（２）目標集積率が８割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が６割以上であれば可とする。

２　農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積が「区域内の農用地等面積」に占める割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

（１）農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、１割未満であること。

（２）農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、２割未満であること。

（注３）　輸出拡大が有望な品目及び国産シェア奪還が重要な品目に係る取組を優先するため、次のエの「重点品目加算ポイントの内容」欄に掲げる品目（以下「重点品目等」という。）について、産地において輸出実績がある又は目標年度までに輸出に取り組む計画を策定している取組（以下「輸出の取組」という。）である場合は、ポイントを加算する。また、重点品目等について、輸出の取組以外の取組を実施する場合には、加算するポイントを半分とする。

ただし、重点品目等以外の品目であっても、輸出事業計画に認定された取組又はフラッグシップ輸出産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和６年４月 19 日付け６輸国第 256 号）第５の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。）に認定された取組については、準重点品目に準じて３点を加算できるものとする。

エ　重点品目及び準重点品目の内容

重点品目加算ポイントの内容		
点数	重点品目 ５点	準重点品目 ３点
野菜	いちご、たまねぎ、えだまめ、メロン、かぼちゃ、ねぎ、ブロッコリー、	にんにく、キャベツ、すいか、ごぼう、ほうれんそう、ながいも、にんじん
果樹	りんご、ぶどう、かんきつ類、もも、かき、日本なし	うめ、くり、キウイフルーツ、おうとう
花き	切り枝、スイートピー、トルコギキョウ、リンドウ、グロリオサ、ボタン・シャクヤク、ダリア、ラナンキュラス、宿根カスミソウ、クリスマスローズ、キク	カーネーション、イヌマキ、盆栽類、切り葉

畑作物・地域特産物	茶、かんしょ（でん粉原料用及びアルコール用を除く。）、ばれいしょ（生食用を除く。）	
土地利用型作物	輸出用米、米粉用米、小麦、大豆	麦類(二条大麦、六条大麦、はだか麦)、豆類(小豆、いんげん、落花生)

注：複合品目にかかる取組の場合にあっては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大の点を加算するものとする。

別紙（第７の２関係）

果樹又は茶の改植等を実施するにあたっての要件及び留意事項

１　果樹の改植・新植等の取組に係る要件等

本取組は、農業機械の導入等を行う事業実施主体のみ実施できるものとし、対象となる事業実施主体は、以下の（１）に掲げるものとする。

また、対象となる品目・品種は、果樹産地構造改革計画（「果樹産地構造改革計画について」（平成 17 年３月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林水産省生産局長通知）に基づき策定した計画（以下「産地計画」という。）又は地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条第１項に規定する地域計画をいう。）において、今後振興すべきと定められている又は今後定めることが確実と見込まれる品目・品種など、省力樹形、省力的な植栽方法による改植・新植に取り組むものに限るものとする。

なお、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 20 条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第 55 条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならない。

（１）対象となる事業実施主体

ア　産地計画において担い手と定められた生産者

イ　産地計画に参画しているア以外の生産者（１年以内にアの担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は、アの担い手との間で果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する取組であって、継続して８年以上の期間を有する契約を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。）

ウ　地域計画のうち目標地図（基盤法第19条第３項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた担い手等（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第２条第４項第１号ハに定める組織をいう。）、市町村の基本構想（基盤法第６条第１項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）

エ　スマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けた者及び同計画について地方農政局等との協議が終了しており、認定を受けることが確実と見込まれる者

オ　農業者（農業者、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人）

カ　農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人、任意組織（集落営農組織、

機械共同利用組織等）

キ　民間事業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者）

カ　その他特に必要と認める者

（２）支援の要件

ア　本取組の対象とする園地は、地域計画の区域内であって、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地とする。

イ　改植及び新植を実施する面積は、事業実施主体当たりの合計で 30a 以上とする。

ウ　本取組の対象となる事業実施主体の主たる事務所が所在する都道府県において、当該取組の支援対象者である市町村の区域又は生産出荷団体若しくは事業実施主体が特に必要と認める者の業務区域における対象品目の収穫共済（対象品目について果樹共済のうち収穫共済の引き受けが行われている場合に限る。）又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること。

（３）取組上の留意事項

ア　事業実施主体は、関係機関と連携して、計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

イ　事業実施主体が行う事前確認及び事後確認については、以下のとおりとする。

（ア）別表２－２のⅠ（１）及び（２）の要件等を満たしていること。

（イ）事業実施計画に掲げる果樹園地において改植・新植等の取組が適正に実施されていること。

（ウ）別表２－２のⅠにより補助するものにあっては、実施された事業量を確認する。

２　茶の改植・新植等の取組に係る要件等

（１）支援の要件

支援の対象となる茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

ア　別表２－２のⅡ（２）以外のメニューに取り組む場合にあっては、事業実施年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。

イ　地域計画の区域内（地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。）であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが

確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。

ウ　当該茶園について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第４条又は第５条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。

エ　当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。

（２）取組上の留意事項

ア　別表２－２のⅡ（１）、（２）に定める取組を行う場合にあっては、畝向きの統一化など機械化作業体系に資する植栽方法であること。

イ　別表２－２のⅡ（１）、（２）に定める取組を行う場合にあっては、栽植密度が、地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる栽植密度を有すること。

ウ　別表２－２のⅡ（４）の支援を受ける場合には、40a 以上又は改植実施面積の１割以上について異なる品種へ転換すること。

エ　過去に本事業を含む国庫補助事業による支援を受けて、同一内容の支援を受けていないこと。

オ　事業実施主体が行う実施確認については、以下のとおりとする。

（ア）事業実施主体は、前項に定める支援対象となる茶園の要件を満たすことを事業に着手する前に提出資料又は現地で確認すること。

（イ）事業実施主体は、植栽等を行ったことを確認する（事後確認）ため、以下の事項を現地で確認するものとする。

ａ　事業の取組が確実に実施されたこと。

ｂ　実際の支援対象面積

ｃ　植栽を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名

（ウ）事業実施主体は、（ア）及び（イ）に係る確認業務を次のａからｄまでに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

ａ　法人格を有していること。

ｂ　実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

ｃ　実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

ｄ　当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる広域スマート計画の構成員になっていないこと。

別記１－２　スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業のうちスマート技術体系転換加速化支援（地域型）

第１　総則

交付等要綱に定めるスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業のうちスマート技術体系転換加速化支援（地域型）（以下別記１－２において「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、本実施要領に定めるものとする。

第２　都道府県知事等の役割

本事業に関わる都道府県知事等の役割は、以下のとおりとする。

１　都道府県知事は、都道府県スマート農業ビジョンを策定し、産地におけるスマート農業技術やその効果を十分に発揮させるために行う新たな生産方式の導入に向けた取組の方向性を定めるとともに、これに沿った産地スマート計画となるよう地域協議会長等に対して指導・助言を行うものとする。策定に当たっては、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年法律第 63 号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）の趣旨を踏まえたものとなるよう留意するものとする。

２　地域協議会長等は、産地スマート計画の策定に当たって、地域の抱える課題を整理し、これまで行ってきた手法の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる対策がその解決に向けて効果的なものとなるようにすることはもちろん、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。

３　取組主体は、取組主体事業計画又はスマート技術高度利用計画（以下「取組主体事業計画等」という。）の策定に当たっては、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等につながるものとなるよう留意するものとする。

４　都道府県知事にあっては産地スマート計画及び取組主体事業計画等、地域協議会長等にあっては取組主体事業計画に係る審査において、都道府県、都道府県協議会又は地域協議会の構成員になっている市町村に属する補助事業に精通した者が主となり審査するなど精度を高めるように努めるものとする。

第３　都道府県スマート農業ビジョンの基準

都道府県知事は、本事業の趣旨及びスマート農業技術活用促進法の趣旨に沿って都道府県スマート農業ビジョンを作成するものとし、その作成にあたって、交付等要綱第４第４号に定める基準については、以下に掲げることとする。

１　都道府県スマート農業ビジョンの内容

都道府県スマート農業ビジョンは、別記様式第２－１号別添により作成することとし、本事業が最大限効果を発揮できるよう、当該都道府県において本事業を

実施する目的、対象作物、推奨するスマート農業技術及び新たな生産方式等を含む本事業の実施方針、本事業の推進・指導並びに管内の地域協議会長等が作成する産地スマート計画及び取組主体事業計画等の審査等に係る方針及び体制を明確にするものとする。

また、都道府県知事は、都道府県スマート農業ビジョンの作成に当たり、次の点に留意するものとする。

（１）取組内容を適切かつ簡潔に記載すること。

（２）地域の課題を踏まえ、事業の趣旨に即したものとすること。

（３）地域一体となった集中的な取組となるよう努めること。

（４）事業完了後も効果が持続することを期待できる取組であって、対外的にその効果が確認できるものへの重点化を図ること。

２　その他都道府県スマート農業ビジョンに定めるべき事項

都道府県スマート農業ビジョンには、１の規定に掲げる事項のほか、次の事項を定めることとする。

（１）取組要件

都道府県知事は、地域の実情を踏まえつつ、効果的かつ重点的に事業を行うために、取組要件を定めるものとする。

（２）取組内容及び対象経費等の確認方法

都道府県知事は、管内の各取組主体が適切に事業を実施しているか及び補助対象経費は適切かを確認するための検査の方法、必要な確認書類、保存期間等を都道府県スマート農業ビジョンに明記するものとする。

なお、確認書類は必要かつ最小限のものとする。

（３）取組主体への補助金の交付方法

都道府県知事は、取組主体補助金の交付方法等を、都道府県スマート農業ビジョンに定めるものとする。

また、市町村長、地域協議会長等を経由して取組主体補助金を交付する場合は、併せて、その交付方法を都道府県スマート農業ビジョンに定めるものとする。

（４）事業実施に当たっての取組主体に対する条件

都道府県知事は、事業実施に当たって取組主体に対して課すべき条件等を、都道府県スマート農業ビジョンに定めるものとする。

第４　産地スマート計画の基準

交付等要綱第４第５号に定める基準は、以下のとおりとする。

１　次の項目が全て記載されていること。

（１）産地スマート計画の目的・取組を実施する産地の範囲

（２）労働生産性の高い農業構造への転換に向けた取組内容

（３）取組により期待される効果及びその実現のために地域の関係者が果たす役割

（４）中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

２　スマート農業技術を活用し、農業機械（アタッチメントを含む。以下同じ。）の

導入とその導入効果を高める栽培体系への抜本的な転換等を通じて労働生産性の向上に資するものであること。

3　都道府県スマート農業ビジョンに即したものであること。

4　１の（１）の産地の範囲が第８に定める面積要件を満たしていること。

5　産地スマート計画に定められた取組が、次の全てに該当すること。

（１）第６に規定するとおり労働生産性の向上、及び対象品目に係る成果目標をそれぞれ１つ設定しており、当該目標の実現が見込まれること。

（２）本事業を含む国庫補助事業の実施の有無にかかわらず、労働生産性向上の取組が行われること。

（３）中心的な経営体又は団体の取組は、産地スマート計画の目的の実現のために必要なものであり、かつ、将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

第５　事業内容等

本事業における目的及び事業内容については、以下のとおりとする。

１　目的

本事業は、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等を行う産地の取組を支援することを目的とする。

２　事業内容

本事業は、別表１のとおり生産品目ごとに定めた技術課題の解決に向けたスマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組を支援するものであり、その補助率及び国庫補助金額の上限額は別表２及び別表２－２に掲げるとおりとする。

３　実施期間

（１）産地スマート計画の実施期間は３年以内とする。

（２）取組主体事業計画等の実施期間は１年以内とする。

第６　成果目標

本事業における成果目標については別表３のとおりとする。

ただし、（１）は必ず選択しなければならないものとし、加えて（２）から（７）までの中から１つ、合計２つの成果目標を選択するものとする。

第７　目標年度

本事業における目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、別表２－２に掲げる果樹又は茶の改植・新植等と一体的な取組を行う場合の目標年度は、同表に掲げる補助対象経費の区分に応じた目標年度のうち最も長い年度とする。

第８　面積要件

本事業における産地スマート計画を策定する上での面積要件は、別表４のとおりとする。

第９　申請及び審査方法

本事業における計画の申請等に係る手続は以下のとおりとする。

１　都道府県スマート農業ビジョンの作成等

都道府県知事は、別記様式第２－１号別添により都道府県スマート農業ビジョンを作成し、別記様式第２－１号により地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

２　都道府県スマート農業ビジョンの承認

（１）地方農政局長等は、１により提出された都道府県スマート農業ビジョンについて、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、都道府県知事に通知するものとする。

都道府県知事は、都道府県スマート農業ビジョンの承認を受けた後、地域協議会長等に都道府県スマート農業ビジョンを通知するものとする。

（２）都道府県スマート農業ビジョンの重要な変更は、対策の追加及び各対策の基本方針のうちの成果目標に関わる内容の変更とし、この場合、（１）に準じた手続により行うものとする。

ただし、軽微な変更の場合については、都道府県知事から地方農政局長等への提出をもって、地方農政局長等の承認があったものとみなす。

３　産地スマート計画の作成等

地域協議会長等は、都道府県スマート農業ビジョンに即し、別記様式第２－２号別添により産地スマート計画書を作成し、別記様式第２－２号と併せて都道府県知事に提出するものとする。

なお、産地スマート計画の作成に当たっては、取組主体事業計画を位置付けなければならない。

４　取組主体事業計画の作成等

取組主体は、別記様式第２－３号別添１により取組主体事業計画書を作成し、別記様式第２－３号別添２により作成した「みどりチェック」チェックシート及び別記様式第２－３号別添３、４又は５により作成した機械等の導入にかかる計画書を、別記様式第２－３号と併せて地域協議会長等に提出するものとする。

５　スマート技術高度利用計画の作成等

取組主体のうち、スマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けた者及び同計画について地方農政局等との協議が終了しており、

事業実施期間中に認定を受けることが確実と見込まれる者（以下「高度利用計画取組主体」という。）は、別記様式第２－４号別添により作成したスマート技術高度利用計画書、別記様式第２－３号別添２の「みどりチェック」チェックシート及び別記様式第２－３号別添３、４又は５により作成した機械等の導入にかかる計画書を、別記様式第２－４号と併せて都道府県知事に提出するものとする。

６　都道府県事業計画の作成等

（１）都道府県知事は、３の産地スマート計画及び４の取組主体事業計画書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、都道府県事業計画の取組内容に位置付けるか否かを地域協議会長等に通知する。

（２）都道府県知事は、５のスマート技術高度利用計画書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、必要に応じて修正等の指示を行うものとする。

（３）都道府県知事は、（１）及び（２）の提出を受けた場合は、別記様式第２－５号別添により作成した都道府県事業計画書を別記様式第２－５号と併せて地方農政局長等に提出し、その妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。

（４）地方農政局長等は、（３）の提出を受けた場合は、内容を検討するものとする。

（５）都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県事業計画の協議終了後に、当該都道府県事業計画に含まれている産地スマート計画、取組主体事業計画及びスマート技術高度利用計画を承認し、通知するものとする。

（６）都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本実施要領に定める範囲内で、都道府県事業計画を変更することができるものとする。

（７）地域協議会長等は、（５）により都道府県知事より産地スマート計画、取組主体事業計画の承認を受けた場合は、承認を受けた産地スマート計画の取組内容に含まれている取組主体事業計画の承認を行うものとする。

第 10　採択要件

本事業における採択要件は、以下のとおりとする。

１　本事業における取組主体は次に掲げる要件を満たす者とする。

（１）本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。

（２）事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかな対応をとることが可能な者であること。

（３）法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

（４）法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

（５）法人等の役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

（６）さとうきびに係る取組においては、鹿児島県、沖縄県その他地方公共団体が策定している機械導入方針に位置付けられている者であること。

２　本事業においては、以下に掲げる要件を満たすこととする。

なお、果樹又は茶の改植等を実施する場合にあっては、以下の要件に加え、別紙に定める要件及び留意事項を満たすこととする。

（１）第６の規定において定める成果目標の基準を満たすこと。

（２）「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組を実施すること。

第 11　補助対象経費等

本事業において、交付等要綱別表２に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもののみとし、各経費の内容等については別表５に掲げるとおりとする。

ただし、農業機械の導入及びリース導入（以下「農業機械の導入等」という。）にあっての交付対象基準等は以下のとおりとする。

なお、取組主体は、過剰な農業機械の導入等を排除するなど、徹底的な事業費の低減に努めるものとする。

１　農業機械の導入等の基準

別表２の（１）に掲げる取組に必要な農業機械の導入等に要する経費であって、次の基準を満たすものとする。

（１）本体価格が 50 万円以上の農業機械であること。

（２）原則、新品であること。

ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）が２年以上の農業機械をいう。）も対象とすることができるものとする。

２　補助対象としない経費

（１）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

（２）農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等。ただし、追従型運搬車は除く。）に係る経費

（３）他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

（４）毎年度必要となる資材の購入に係る経費

３　農業機械の導入等に係る留意事項

（１）共通

ア　取組主体及びリース事業者は、農業機械の購入先の選定に当たっては、当該農業機械の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

イ　都道府県知事は、対象とする農業機械で同種同能力のものについて申請によって補助額のバラツキが生じないように、希望小売価格等を参考に上限を定めるなど公平性の確保に努めるものとする。

ウ　補助の対象となる農業機械は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

エ　取組主体が、国庫補助事業により農業機械の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

オ　スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機械等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入及びリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和２年３月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、取組主体（取組主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

カ　農業用機械が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入し、又はリース導入する場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。

　なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

※　API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

キ　地域協議会長等は、農業機械による事故を防止する観点から、取組主体に対して農作業安全に係る研修に参加するよう指導することとする。

ク　取組主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

（２）農業機械を導入する場合

ア　農業機械の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

イ　取組主体は、農業機械の導入を行った場合は、交付等要綱第 26 第３項に

定める財産管理台帳の写しを、地域協議会長等に対しても提出するものとする。地域協議会長等は、取組主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ　取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械を導入する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

（イ）取組主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

（ウ）賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、取組主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

エ　農業機械の導入を行う者のうち、交付等要綱別表１の「２地域型」の事業実施主体及び取組主体の欄に掲げる「（４）農業者」は、次の全てに該当する者とする。

（ア）青色申告（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 143 条に規定する納税地の所轄税務署長の承認を得て行う所得税に係る確定申告又は修正申告をいう。以下同じ。）を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること。

（イ）後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること。

オ　以下の効果と費用の比較方法に従い、費用対効果を算定すること。

（ア）投資効率の算定

a　本事業を実施しようとする取組主体は、農業機械の導入を行う場合においてはｂに掲げるところにより、投資効率を算定することとする。

b　投資効率は、次式に示すとおり、総事業費及び農業機械の導入によって得られる年総効果額（（イ）の規定によって算出される年総効果額をいう。以下同じ。）を資本還元したものにより算定するものとする。

なお、既存農業機械の廃用に伴う損失がある場合には、総事業費と妥当投資額から廃用損失額（デッドコスト）を控除した額とを対比することにより算定するものとする。

投資効率＝｛（年総効果額÷還元率）－廃用損失額｝÷総事業費

（イ）総効果額の算定

a　農業機械ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、農業機械ごとに次の効果項目の年効果額を合算して算定

するものとする。

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果

b　各効果の算定方法

各効果の算定は、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年 12 月 12 日付け４農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知）共通７により行うものとする。

（３）農業機械をリース導入する場合

ア　申請方式については、取組主体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、取組主体が選定した農業機械の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。

イ　農業機械のリース期間は、産地スマート計画の事業実施期間（年単位とし、１年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

ウ　リースによる導入に対する補助額（以下「リース料補助額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料補助額」＝
「リース物件購入価格（税抜き）」×補助率（１／２以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料補助額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」÷「法定耐用年数」）×補助率（１／２以内）
「リース料補助額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）× 補助率（１／２以内）

エ　農業機械のリース導入に対する補助を行う地域協議会長等は、本事業が適切に行われるよう、取組主体事業計画の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど配慮するものとする。

第 12　生産資機材の導入等に係る留意事項

生産資機材の導入等に当たっては、特段の理由がないにもかかわらず特定の資機材のみを対象としないこと等、対象資機材の選定について公正に行うこととする。

第 13　採択基準

本事業における審査及び採択方法については、以下のとおりとする。

1　取組主体の選定に当たっては、応募者から取組主体事業計画等の提出を受けた都道府県知事が、当該計画を別表６に示す配分基準に基づき審査・採点し、その結果を取りまとめの上、地方農政局長等に提出するものとする。

2　地方農政局長等は、１の規定による提出を受けた場合には、交付等要綱及び本実施要領に照らし適当であることを確認の上、農産局長に提出するものとする。

3　農産局長は、２の規定により提出があった場合には、採点結果を確認し、点数付けによる合計点数が高い順に採択順位をつけ、採択順位が高い順に採択するものとする。なお、同一の点数を獲得した取組主体事業計画等が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。

なお、予算の残額が取組主体事業計画等の要望額を下回る場合は、80%を下限とする範囲内で取組主体事業計画等を採択することができるものとする。

また、採択となった取組主体事業計画等の実施を取りやめた場合、次年度に同一の取組主体事業計画等で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

4　農産局長は、３の規定による審査結果について、審査終了後、提出を受けた地方農政局長等に対し通知するものとする。

5　地方農政局長等は、４の規定により通知があった場合には、都道府県知事に対し採択の結果を通知するものとする。

第 14　事業の交付決定等

本事業における事業の交付決定は以下のとおりとする。

1　交付決定通知

（1）地方農政局長等は、補助金の交付対象となる都道府県事業計画を決定し、都道府県知事に対し補助金の交付決定の通知を行うものとする。

（2）都道府県知事は、（1）の通知があった場合には、産地スマート計画の場合は地域協議会長等、高度利用計画の場合は高度利用計画取組主体に対し交付決定の通知を行うものとする。

（3）地域協議会長等は、（2）の通知があった場合には、産地スマート計画に位置付けられた取組主体に対し、交付決定の通知を行うものとする。

2　事業の着手

（1）取組主体は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、取組主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、取組主体事業計画等を都道府県知事等に提出し、事業の内容が明確となっており、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、取組主体は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（2）（1）のただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合においては、取組主体は、別記様式第２－６号により交付決定前着手届を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

（3）都道府県知事は、取組主体から（2）の交付決定前着手届の提出があった場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。

第15　補助金の請求及び支払い

1　取組主体補助金の請求

取組主体は、事業が完了した場合は、別記様式第２－７号により取組主体補助金の請求書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2　取組主体補助金の概算払請求

取組主体は、事業に要する経費について、概算払請求を行う場合は、別記様式第２－８号により取組主体補助金概算払請求書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、事業の執行上、特に必要と判断する場合は、これを認めることができるものとする。

3　都道府県補助金の請求

都道府県知事は、取組主体から提出のあった取組主体補助金請求書について、審査・検査を行い、補助金の支出が適当と判断される場合は、交付等要綱第19の規定（概算払請求を行う場合は、交付等要綱第18の規定）により実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

4　都道府県補助金の支払

地方農政局長等は、都道府県知事から都道府県補助金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、速やかに都道府県知事に対して都道府県補助金を支払うとともに、支払額の通知を行うものとする。

5　取組主体補助金の支払

都道府県知事は、地方農政局長等から都道府県補助金の支払を受けた場合は、都道府県スマート農業ビジョンに定める交付方法により、取組主体補助金請求書の提出者に補助金を支払うとともに、支払額を別記様式第２－９号により通知するものとする。

第 16　事業実施状況の報告

本事業における事業実施状況の報告は以下のとおりとする。

1　取組主体事業実施状況報告

取組主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式第２－３号別添１又は別記様式第２－４号別添により事業実施状況報告書を作成し、翌年度の６月末日までに別記様式第２－10 号により地域協議会長等（高度利用計画取組主体にあっては別記様式第２－11 号により都道府県知事）に提出するものとする。

2　産地スマート事業実施状況報告

（1）地域協議会長等は、１の規定により取組主体から報告書の提出を受けた場合には、別記様式第２－２号別添により、産地スマート事業実施状況報告書を作成し、１の規定による報告書が提出された年度の７月末日までに、別記様式第２－12 号により都道府県知事に報告するものとする。

（2）地域協議会長等は、事業実施状況報告書の内容について点検し、取組主体事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3　都道府県事業実施状況報告

（1）都道府県知事は、１及び２の規定による報告を受けた場合には、別記様式第２－５号別添により、都道府県事業実施状況報告書を作成し、１及び２の規定による報告書が提出された年度の８月末日までに、別記様式第２－13 号により地方農政局長等に提出するものとする。

（2）都道府県知事は、１及び２の規定による報告書の内容について点検し、取組主体事業計画等に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該地域協議会長等及び高度利用計画取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

（3）地方農政局長等は、都道府県知事から提出のあった都道府県事業実施状況報告書について、別記様式第２－14 号により、遅滞なく農産局長に提出するものとする。

（4）地方農政局長等は、都道府県事業実施状況報告書の内容について点検し、産地スマート計画及び取組主体事業計画等に定められた成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。

4　その他

地方農政局長等は都道府県知事に対し、１から３までの規定による報告以外に、必要に応じ、地域協議会長等又は取組主体の事業実施状況について、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第 17　事業の評価等

本事業における、産地スマート計画及びスマート技術高度利用計画に定められた成果目標の達成状況については、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

1　取組主体は、取組主体事業計画等の目標年度の翌年度に、取組主体事業計画等に定められた目標年度における成果目標の達成状況について、別記様式第２－３号別添１により自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の６月末日までに、別記様式第２－10 号により地域協議会長等（高度利用計画取組主体にあっては別記様式第２－11 号により都道府県知事）に報告するものとする。

なお、都道府県知事が特に認める場合については、事業実施年度から４年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

2　地域協議会長等は、１の規定により取組主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価するとともに、必要に応じ取組主体を指導するものとする。また、産地スマート計画に定められた成果目標の達成状況について、別記様式第２－２号別添により自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の７月末日までに、別記様式第２－12 号により都道府県知事に報告するものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、取組主体に対し成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、妥当と判断される場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、成果目標の変更手続は、交付等要綱第 14 の規定による計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

（１）自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

（２）社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

3　第６の規定に基づき成果目標を設定する際の労働生産性の向上及び販売額の増加については、以下の算定式により価格補正を行った上で、評価を行うものとする。

ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないとき又は価格変動の主たる要因が当該産地によることが明らかな場合は、価格補正を行わないものとする。

〔労働生産性の向上の場合〕

価格補正後の労働生産性＝（目標年度の実績の販売単価×補正係数
×目標年度の実績の数量）÷労働時間

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価
÷地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

〔販売額の増加の場合〕

価格補正後の販売額＝目標年度の実績の販売単価×補正係数
×目標年度の実績の数量

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価

÷地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

4　都道府県知事は、１及び２の規定による報告を受けた場合は、別記様式第２－５号別添によりその内容を点検評価し、その結果を当該年度の８月末日までに、別記様式第２－13 号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、地域協議会長等及び取組主体を指導するものとする。

5　都道府県知事は、点検評価を実施した結果、産地スマート計画及びスマート技術高度利用計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、地域協議会長等及び高度利用計画取組主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第 16 の２の規定と併せて、７月末日までに改善状況の報告をさせるとともに、第 16 の３の規定と併せて８月末日までに地方農政局長等に当該改善状況を報告するものとする。

また、地域協議会長等は、都道府県知事からの改善措置の指導を受けた場合には、取組主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、都道府県知事は、地域協議会長等及び高度利用計画取組主体に対し、産地スマート計画又は取組主体事業計画等の成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、６の規定による地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、産地スマート計画及び取組主体事業計画等の成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

（１）自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

（２）社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

6　地方農政局長等は、４の規定による都道府県知事からの報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

7　地方農政局長等は、４の規定による都道府県知事からの報告を受けた場合には、必要に応じて都道府県知事に対し助言及び指導を行うものとする。

8　地方農政局長等は、６の規定による評価の結果、産地スマート計画又は取組主体事業計画等に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善計画を提出させるものとする。

9　事業評価を行った都道府県知事、地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果及び成果目標の達成率が 80％に満たなかった産地スマート計画又はスマート技術高度利用計画を有する都道府県協議会、地域協議会及び高度利用計画取組主体を公表するものとする。

また、都道府県知事、地方農政局長等は、成果目標の達成率が 80%に満たなかった地域協議会長等及び高度利用計画取組主体が作成する次年度以降の産地スマート計画及びスマート技術高度利用計画について、厳格な審査を行うものとする。

なお、成果目標の達成率が 80%に満たなかった取組主体が作成する次年度以降の取組主体事業計画も同様に厳格な審査を行うものとする。

10　国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第 18　推進指導体制

1　都道府県知事は、本事業の効果的な運営を図るため、地域協議会、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

2　国は、都道府県知事に対し、本事業の実施等に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

第 19　その他

本事業を実施するに当たっては、次のことについて留意するものとする。

1　不正行為等に対する措置

都道府県知事は、地域協議会長等又は取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、地域協議会長等及び取組主体に対して適切に指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、地域協議会長等又は取組主体は都道府県知事の指導の下、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、再発防止のために講じる是正措置等について都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告内容や是正措置等が適切かどうか確認の上、地方農政局長等に報告するものとする。

2　本事業の実効性確保のための措置

産地スマート計画を作成する地域協議会長等は、本事業の実効性を確保するため、原則として、次に掲げるいずれかの者を都道府県協議会及び地域協議会の構成員に位置付けるよう努めるものとする。

（1）担い手農業者組織（都道府県稲作経営者会議等をいう。）の会員たる担い手

（2）都道府県農業法人協会の会員たる農業法人

（3）指導農業士（都道府県知事の認定を受けた者であって、農業経営士や普及指導協力員を含む。）

（4）青年及び女性農業者（地域で活躍する農業青年クラブの会員等の青年農業者

又は、女性農業委員、農業協同組合の女性役員、農業女子プロジェクトメンバー等の女性農業者をいう。）

3　その他留意事項

（1）農業共済等の積極的な活用

取組主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。

（2）労働環境の安全対策

都道府県知事は、取組主体に対し、取組主体が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等の対応に努めるよう働きかけるよう指導するものとする。

また、取組主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

（3）園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、取組主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成 23 年３月 17 日付け環廃産発第 110317001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成７年 10 月 23 日付け７食流第 4208 号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

（4）管理運営等

ア　管理運営

取組主体は、本事業により補助金を受けて整備した農業機械を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ　管理委託

農業機械の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、取組主体が農業機械の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、農産局長が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

ウ　指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、農業機械の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

エ　事業名の表示

本事業により整備した農業機械には、本事業名を表示するものとする。

（５）ＧＡＰへの対応

本事業において農業機械を整備し、ＧＡＰ認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

別表１（第５関係）

技術課題を解決するための取組

取組名 （生産品目）	技術課題を解決するための取組
土地利用型作物	・直播栽培の導入 ・自動化農機等の導入 ・土地生産性（収量性）の向上 ・品質の向上
畑作物	・大規模化に対応した機械化体系の導入 ・直播栽培等の省力作業体系の導入 ・機械化一貫体系の導入
野菜・花き	・機械化一貫体系の導入 ・高温障害対策技術の導入 ・自動化農機等の導入 ・高度環境制御装置の導入 ・機械利用効率を高めるための動線の確保等の栽培体系等の導入
果樹・茶	・自動化農機等の導入 ・機械利用効率を高める省力樹形等の導入

別表２（第５関係）

補助上限額及び補助率

事業内容	補助率
(1)　産地が策定する産地スマート計画に参加する農業者等による農業機械の導入等	1/2 以内 ※ただし、さとうきび栽培にかかる農業機械の導入の場合は 6/10 以内とする。
(2)　（１）の農業機械の導入等に係る以下の関連経費を支援 ①　人材育成に要する研修費・免許取得費、ソフトウェア・データ通信・データ利用等に係る契約料、導入機械に係る保険料等、機械オペレータ育成や機械の効率的な利用に必要な経費 ②　畔取りや畔の緩傾斜化等の簡易ほ場整備や改植等、機械の導入効果を高める栽培体系に転換するために必要な経費	 定額 ※国庫補助金額について、１取組主体あたり 1,500 万円を上限とする。 1/2 以内 ※改植等にかかる経費の詳細は、別表２－２参照。

※　１取組主体当たりの国庫補助金額上限は、2.5 億円とする。

別表２－２（第５及び第７関係）

改植等に係る経費及び補助率

Ⅰ　果樹の改植・新植等の取組に係る補助対象経費の補助率

補助対象経費	補助対象とする植栽密度	補助率	目標年度
（１）省力樹形（注１）への改植・新植に要する経費（伐採・抜根費、深耕・整地費、土地改良用資材費、苗木代、植栽費、支柱等。ただし、新植においては、伐採・抜根費を除く。）	補助対象となる栽植密度は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度とする。	１/２以内	４年後
（２）省力的な植栽方法（注２）による改植・新植に要する経費（伐採・抜根費、深耕・整地費、土地改良用資材費、苗木代、植栽費、支柱等。ただし、新植においては、伐採・抜根費を除く。）	当該地域における栽培として通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度での植栽とする。	１/２以内	４年後
（３）改植・新植と一体的に整備する棚施設等の整備		１/２以内	４年後
（４）改植・新植に伴う幼木の管理の取組に必要な経費（注３）		定額（22 万円/10a 以内）	４年後

（注１）本事業において対象とする省力樹形は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱（令和４年４月１日付け３農産第 3174 号農林水産事務次官依命通知）の別表１に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業（以下「果樹労働生産性向上等対策事業」という。）により定められている省力樹形とする

（注２）省力的な植栽方法とは、整列的な配置等により効果を発揮する植栽等であって、上記Ⅰの表の（１）に該当しないものであって、以下のいずれかを満たすものをいう。

なお、その省力的な植栽方法については、都道府県が設置する技術審査会で認められたものとする。

（１）未収益となる期間の短縮を期待できるもの。

（２）10a 当たり労働時間について、慣行栽培と比較して 10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

（３）10a 当たり収量について、慣行栽培と比較して 10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

（注３）事業における幼木の管理期間は改植・新植実施年を含む５年間とし、そのうち支援対象期間は改植・新植実施年を除いた４年間とする。

Ⅱ　茶の改植・新植等の取組に係る補助対象経費の補助率

補助対象経費	補助率	目標年度
（１）改植支援	１/２以内	３年後
（２）新植支援	１/２以内	３年後
（３）改植・新植に伴う未収益支援①	定額（141,000 円/10a）	３年後
（４）改植に伴う未収益支援②	定額（181,000 円/10a）	４年後

別表３（第６関係）
成果目標

項目	成果目標の基準
【必須】 （１）労働生産性の向上	・　生産量、販売額又は栽培面積を労働時間で割り戻した値の目標年度における向上度合を５％以上向上
【選択】 （２）土地利用型作物	①　事業実施地区における単収を事業実施年度の直近７中５年間の平均の値と比べて２％以上増加
	②　事業実施地区における 10a 又は 60kg 当たり生産コスト（物財費）を２％以上削減
	③　事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合を３ポイント以上増加
	④　麦類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して５ポイント以上増加
	⑤　豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して５ポイント以上増加
	⑥　事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を１ポイント以上増加
	⑦　事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合を２ポイント以上増加
	⑧　事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作麦及び２年３作麦の作付面積の割合が７ポイント以上増加。事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作麦及び２年３作麦の作付面積の割合が７ポイント以上増加
	⑨　事業実施地区における小麦作付面積に占めるパン・中華めん用品種の作付面積の割合が２ポイント以上増加
	⑩　豆類の作付面積が事業開始前年（直近７中５）と比較して２％以上増加
	⑪　事業実施地区における１等比率を事業実施年度の直近７中５平均の値と比べて６ポイント以上改善。又は、事業実施地区における下位等級指数（１等以外の数量を全出荷量で除して 100 を乗じたもの）を１割以上削減
	⑫　事業実施地区における１等比率を事業実施年度の直近７中５年間平均の値と比べて５ポイント以上向上。又は、事業実施地区における下位等級指数（１等以外の数量を全出荷量で除して 100 を乗じたもの）を１割以上削減
	⑬　豆類の事業実施地区における上位等級（１、２等）比率を事業実施年度の前７中５年平均の値と比べて 15 ポイント以上向上

	⑭　事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量の基準値範囲内の割合を２ポイント以上増加。又は、事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量の目標値について、基準値範囲内の割合を65%以上、かつ増加
	⑮ 小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が 10 ポイント以上増加
	⑯　豆類の契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が事業開始年前年（直近７中５）と比較して３ポイント以上向上。（契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が 40%以上である場合に限る。） 又は、新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が 10%以上向上。 又は、安定取引のため、以下の取組を新たに１つ以上実施。 １　実需者等への直接販売契約又は集荷団体・卸売業者等を介した３社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の 10%以上であること） ２　複数年契約 ３　事前値決め契約 ４　実需者との産地交流会の開催 ５　実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ６　その他安定取引に直接的に資すると認められる取組
	⑰　事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子の合格率が４ポイント以上向上
	⑱　事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子の生産面積の目標年度における増加度合を３ha 以上向上
	⑲　事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子の生産農家１戸当たりの種子生産面積の増加度合を３％以上向上
	⑳　事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子生産者の平均年齢の目標年度における引き下げ度合を２歳以上向上
	㉑　事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子生産者の目標年度における増加度合を２名以上向上
【選択】 （３）畑作物	（てん菜のみ） ①　作付面積のうち直播栽培の割合を 10 ポイント以上増加
	（てん菜のみ） ②　10a 当たり労働時間を３％以上削減
	（ばれいしょのみ） ③　輪作におけるばれいしょの導入比率を２ポイント以上増加
	（かんしょのみ）

	④　当該品目の総出荷量に占める輸出向けの割合を１ポイント以上増加
	（さとうきびのみ） ⑤　単位面積当たり労働時間を６％以上削減
	（ばれいしょ・てん菜のみ） ⑥　基幹作業（育苗、播種・植付、収穫等）の外部化又は共同化の割合を 10 ポイント以上増加
	（ばれいしょ・かんしょのみ） ⑦　当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を５ポイント以上増加
	（ばれいしょ・かんしょのみ） ⑧　当該品目の契約取引数量を 10%以上増加
	（ばれいしょ・かんしょのみ） ⑨　10a 当たり労働時間を 2.6%以上削減
	（ばれいしょ・かんしょのみ） ⑩　10a 当たり単収を 2.4%以上増加
	（てん菜・さとうきびのみ） ⑪　単収が前年度又は過去３年平均と比較して２％以上増加
	（てん菜・さとうきびのみ） ⑫　収穫面積又は一戸当たり収穫面積が１％以上増加
【選択】 （４）野菜	①　当該品目の全出荷量に占める上位規格品等（大きさ、外観品質、内部品質、他との差別化により有利販売を図ったもの（明確な基準、根拠があるもの））の割合を３ポイント以上増加
	②　当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を５ポイント以上増加
	③　当該品目の契約取引数量を 10%以上増加。（事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の１％以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の 0.5%以上の場合に限る）
	④　当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合を５ポイント以上増加
	⑤　当該品目の出荷量に占める海外向けの割合を１ポイント以上増加
	⑥　当該品目の単位面積当たりの販売額を３%以上増加
	⑦　スマート農業技術で得られるデータの共有を行う面積の割合を５ポイント以上増加（※施設園芸に限る）
【選択】 （５）花き	①　当該品目の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を３ポイント以上増加
	②　当該品目の栽培面積に占める産地で推奨する品種の割合を３ポイント以上増加

	③　当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を３ポイント以上増加
	④　当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量は出荷額の割合を１ポイント以上増加
	⑤　当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を３％以上増加
	⑥　スマート農業技術で得られるデータの共有を行う面積又は農業者数の割合を 15 ポイント以上増加（※施設園芸に限る）
【選択】 （６）果樹	①　当該品目の単位面積当たり収量を３％以上増加
	②　当該品目の栽培面積に占める産地で推奨する品種の割合を３ポイント以上増加
	③　当該品目の総出荷量又は総出荷額に占める輸出向けの割合を１ポイント以上増加
	④　当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を３ポイント以上増加
	⑤　改植・新植面積を 0.3ha 以上増加
	⑥　スマート農業技術で得られるデータの共有を行う面積の割合を 15 ポイント以上増加（※施設園芸に限る）
【選択】 （７）茶	①　当該品目の単位面積当たり収量を５％以上増加
	②　当該品目の栽培面積に占める産地で推奨する品種の割合を 10 ポイント以上増加
	③　当該品目の総出荷量又は総出荷額に占める輸出向けの割合を 10 ポイント以上増加
	④　契約取引量指数を直近値より７以上増加（なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に 100 を乗じた数とする。）
	⑤　改植・新植面積を 0.5ha 以上増加

別表４（第８関係）

産地スマート計画の面積要件

ア　産地スマート計画の面積要件は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目		面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲		50ha	・原則として、受益地区の水田面積の２分の１以上において、おおむね10ａ以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（ａ）又は（ｂ）の要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、５割以上の地区において次に掲げる（ａ）又は（ｂ）の要件を満たしていること。 （ａ）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の３分の２以上が１ha以上に団地化されることが確実であること。 （ｂ）事業の受益地区が事業対象作物の２以上の主要作業を３ha以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね５割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	麦		北海道：60ha 都府県：30ha	
	豆類			
		大豆	20ha	

		雑豆 落花生	北海道：25ha 都府県：10ha	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
	種子			・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種由来の播種する一般種子生産ほ場の面積とする。
		稲	種子生産ほ場の面積が25ha	
		麦	種子生産ほ場の面積が15ha	
		大豆	種子生産ほ場の面積が５ha	
畑作物・地域特産物	いも類	ばれいしょ	北海道：50ha （ただし、でん粉原料用については複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に、50haを乗じた面積） 都府県：25ha （ただし、でん粉原料用については複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に、25haを乗じた面積）	
		かんしょ	25ha （ただし、でん粉原料用については複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に、25haを乗じた面積）	
		種苗（ばれいしょ）	北海道：25ha 都府県：10ha	
	茶		10ha 　ただし、事業を効果的に実施できる程度にほ場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	

	てん菜	50ha 　ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第１項の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。	
	さとうきび	10ha 　ただし、事業実施地区が指定地域の区域内にあること。	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第２条に定める果樹で露地栽培のもの	10ha 　ただし、都市近郊地域（農林統計に用いる地域区分の制定について（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村をいう。以下同じ。）において事業を実施する場合２haとする。なお、果樹の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第２条に定める果樹で施設栽培のもの	５ha 　ただし、都市近郊地域において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、果樹の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	上記以外の果樹	３ha 　都市近郊地域において事業を実施する場合3,000平方メートルとする。ただし、果樹の種類を問わず生産緑地が主たる対象であ	

		る場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
野菜	露地野菜	10ha 　都市近郊地域において事業を実施する場合２haとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	施設野菜	５ha 　都市近郊地域において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
花き	露地花き	５ha 　都市近郊地域において事業を実施する場合２haとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	施設花き	３ha 　都市近郊地域において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	

イ　産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記２別紙１のⅡ(10)ア(イ)に規定する中山間地域等において本事業を実施する場合は、５戸以上の農業者が参加、又は取組面積が１ha 以上であることとする。

ウ　稲から高収益作物等へ転換を図る場合にあっては、高収益作物等の面積要件を上記規模の１／２とすることができるものとする。

エ　複合品目にかかる取組の場合にあっては、事業に関係する全ての品目を合計した面積が、取組対象品目のうちア又はイに定める面積要件の最も大きな品目の要件を満たす場合には、ア及びイの定めによらず、本事業に取り組むことができるものとする。

オ　野菜、花き及び果樹の取組において、種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とすることができるものとする。

別表５（第 11 関係）

補助対象経費

費目	細目	内　容	注意点
事業費	機械費	・本事業を実施するために直接必要なスマート農業機械の導入等に係る経費。ただし、さとうきびに係る取組においては、ハーベスタとこれに関連するスマート農業技術に限る。	・本実施要領第 11 の３に掲げるとおり。
	資機材費	・本事業の目的に沿った栽培体系の抜本的な転換（作期分散等のための品種・品目転換、改植等）に必要な資機材費 ・高温対策に係る資機材の導入に係る経費（細霧冷房、遮光資材、土壌被覆資材等） ・その他事業を実施するために直接必要な掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・本実施要領第 12 に掲げるとおり。 ・果樹の場合にあっては、高温対策に係る資機材の導入にあっては、原則として支援対象者が農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。
	植栽費	・永年性作物の伐採・抜根及び整地並びに植栽等の実施に直接必要な経費	
	未収益期間栽培管理費	・植栽等に伴い発生する未収益期間における栽培管理に直接必要な経費	
	ほ場整備費	ほ場の整備に直接必要な以下の経費 ・土壌土層改良費（重機の賃借に要する費用・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等） ・園内道等の整備費、傾斜の緩和に係る経費、排水路の整備費	・果樹の場合にあっては、原則として支援対象者が農業保険法に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。
	設備設置費	・果樹棚等の整備費 ・用水、かん水施設等の整備費（揚水施設、散水施設、自動制御装置等の整備費）	
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械、農業施設、バックホーや木材等破砕機等の実証ほ場の確保に必要な機械、ほ場等の借上げ経費	・リース又はレンタル費用は、事業実施期間中に発生したものに限る。 ・バックホーや木材等破砕機等の機械の借上げ経費は、実証ほ場の確保に必要なものに限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	
	情報通信費	・事業を実施するために直接必要な情報発信（事業の案内や成果発信等）にかかる費用 ・システム導入に必要なソフトウェア契約や使用に係る経費（初年度に限る）	・取組主体が行う場合に限る。 ・WEB コンテンツの作成、システム管理等の WEB に

			よる情報発信の経費を含む。
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ＵＳＢメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	研修受講費	・事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更後の額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
人件費		・事業を実施するために直接従事する取組主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表 等の実施に必要な経費	
謝金	委員等謝金	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、	・謝金の単価の設定根拠となる資料

		資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 ・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費	を添付すること。 ・取組主体の代表者及び取組主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 （サービス事業体等への作業委託に係る経費を除く）	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50％未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、地域協議会長等又は取組主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
役務費		・事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な費用の振込手数料	
	保険料	・導入機械に係る保険料	
備品費		・事業を実施するために直接必要な経費。 ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50万円以上（税別）の調査備品及び機械については、見積書（原則３社以上（該当する設備備品を１社しか扱っ

			ていない場合は除く。))、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、取組主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。

※1　補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

※2　上記の経費であっても以下の経費にあっては認めないものとする。

1　事業実施に直接関連のない経費

2　事務所の家賃など補助事業者の経常的な運営経費

3　事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

4　補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

（※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

5　傷害保険等任意保険の加入に要する経費（導入機械に係る保険料を除く。）

6　補助事業の有無にかかわらず、補助事業者が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費

7　他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費

8　その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

別表６（第 13 関係）

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業のうち
スマート技術体系転換加速化支援（地域型）　配分基準

ア　審査項目及び点数配分はウのとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- 過去３か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第１項又は第２項に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合
- 審査項目の１及び２～７のいずれかが０点の場合
- 審査項目の１及び２～７のいずれかの合計ポイントが１０点未満の場合
- 都道府県スマート農業ビジョンに合致しない場合
- 費用対効果分析の結果により投資の効果が見込まれないと判断される場合

イ　品目ごとに選択できる審査項目は以下のとおりとする。

品目	類別							
稲	A1	A2	A3	A6	A7	A11	A15	
麦	A1	A2	A4	A8	A9	A12	A14	
豆類	A1	A2	A5	A10	A13	A16		
種子	A1	A2	A6	A17	A18	A19	A20	A21
てん菜	B1	B2	B6	B11	B12			
ばれいしょ	B3	B6	B7	B8	B9	B10		
かんしょ	B4	B7	B8	B9	B10			
さとうきび	B5	B11	B12					
野菜	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7	
花き	D1	D2	D3	D4	D5	D6		
果樹	E1	E2	E3	E4	E5	E6		
茶	F1	F2	F3	F4	F5			

ウ　審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
【必須】 1　労働生産性の向上	生産量、販売額又は栽培面積を労働時間で割り戻した値の目標年度における向上度合	20%以上・・・10 点 16%以上・・・８点 13%以上・・・６点 ９%以上・・・４点 ５%以上・・・２点
【選択】		
2　土地利用型	（A1）事業実施地区における単収を事業実施年度の直近７中５年間の平均の値と比べて２%以上増加	10%以上・・・10 点 ８%以上・・・８点 ６%以上・・・６点 ４%以上・・・４点 ２%以上・・・２点
	（A2）事業実施地区における 10a 又は 60kg 当たり生産コスト（物財費）を２%以上削減	10%以上・・・10 点 ８%以上・・・８点 ６%以上・・・６点 ４%以上・・・４点 ２%以上・・・２点
	（A3）事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合を３ポイント以上増加	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点 ３ポイント以上・・・２点
	（A4）麦類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して５ポイント以上増加。 ※「新品種」とは、平成 20 年以降に育成された麦類の品種（麦類の品種を作付けたことがある場合にあっては、直近において作付けされた品種より後に育成されたものに限る。）をいう。	20 ポイント以上・・・10 点 16 ポイント以上・・・８点 13 ポイント以上・・・６点 ９ポイント以上・・・４点 ５ポイント以上・・・２点
	（A5）豆類の新品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して５ポイント以上増加。 ※「新品種」とは、平成 20 年以降に育成された豆類の品種をいう。	20 ポイント以上・・・10 点 16 ポイント以上・・・８点 13 ポイント以上・・・６点 ９ポイント以上・・・４点 ５ポイント以上・・・２点
	（A6）事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割	５ポイント以上・・・10 点 ４ポイント以上・・・８点

合を１ポイント以上増加	３ポイント以上・・・６点 ２ポイント以上・・・４点 １ポイント以上・・・２点
（A7）事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合を２ポイント以上増加	10 ポイント以上・・・10 点 ８ポイント以上・・・８点 ６ポイント以上・・・６点 ４ポイント以上・・・４点 ２ポイント以上・・・２点
（A8）事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作麦及び２年３作麦の作付面積の割合が７ポイント以上増加	11 ポイント以上・・・10 点 10 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ８ポイント以上・・・４点 ７ポイント以上・・・２点
（A9）事業実施地区における小麦作付面積に占めるパン・中華めん用品種の作付面積の割合が２ポイント以上増加	12 ポイント以上・・・10 点 ９ポイント以上・・・８点 ６ポイント以上・・・６点 ４ポイント以上・・・４点 ２ポイント以上・・・２点
（A10）豆類の作付面積が事業開始前年（直近７中５）と比較して２％以上増加	10%以上・・・10 点 ８％以上・・・８点 ６％以上・・・６点 ４％以上・・・４点 ２％以上・・・２点
（A11）事業実施地区における１等比率を事業実施年度の直近７中５平均の値と比べて６ポイント以上改善。 又は、 事業実施地区における下位等級指数（１等以外の数量を全出荷量で除して 100 を乗じたもの）を１割以上削減	10 ポイント以上・・・10 点 ９ポイント以上・・・８点 ８ポイント以上・・・６点 ７ポイント以上・・・４点 ６ポイント以上・・・２点 又は、事業実施年度の直近７中５平均の値と比べて ５割以上削減・・・10 点 ４割以上削減・・・８点 ３割以上削減・・・６点 ２割以上削減・・・４点 １割以上削減・・・２点
（A12）事業実施地区における１等比率を事業実施年度の直近７中５年間平均の値と比べて５ポイント以上向上。	15.0 ポイント以上・・・10 点 12.5 ポイント以上・・・８点 10.0 ポイント以上・・・６点 7.5 ポイント以上・・・４点 5.0 ポイント以上・・・２点

又は、 事業実施地区における下位等級指数（１等以外の数量を全出荷量で除して 100 を乗じたもの）を１割以上削減。	又は、 事業実施年度の直近７中５平均の値と比べて ５割以上削減・・・10 点 ４割以上削減・・・８点 ３割以上削減・・・６点 ２割以上削減・・・４点 １割以上削減・・・２点
（A13）豆類の事業実施地区における上位等級（１、２等）比率を事業実施年度の前７中５年平均の値と比べて 15 ポイント以上向上。	35 ポイント以上・・・10 点 30 ポイント以上・・・８点 25 ポイント以上・・・６点 20 ポイント以上・・・４点 15 ポイント以上・・・２点
（A14）事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量の基準値範囲内の割合を２ポイント以上増加 又は、 事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量の目標値について、基準値範囲内の割合を 65%以上、かつ増加 ※基準値は以下のとおりとする。 日本麺製造用 9.7～11.3% パン又は中華麺製造用 11.5～14.0% 醸造用 11.5%以上	10 ポイント以上・・・10 点 ８ポイント以上・・・８点 ６ポイント以上・・・６点 ４ポイント以上・・・４点 ２ポイント以上・・・２点 ・・・10 点
（A15）小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が 10 ポイント以上増加。	30 ポイント以上・・・10 点 25 ポイント以上・・・８点 20 ポイント以上・・・６点 15 ポイント以上・・・４点 10 ポイント以上・・・２点
（A16）豆類の契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が事業開始年前年（直近７中５）と比較して３ポイント以上向上。（契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が 40%以上である場合に限る。）	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点 ３ポイント以上・・・２点

新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が 10%以上向上。 又は、安定取引のため、以下の取組を新たに１つ以上実施。 ①実需者等への直接販売契約又は集荷団体・卸売業者等を介した３社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の 10%以上であること） ②複数年契約 ③事前値決め契約 ④実需者との産地交流会の開催 ⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組	30%以上・・・10 点 25%以上・・・８点 20%以上・・・６点 15%以上・・・４点 10%以上・・・２点 ３つ以上・・・５点 ２つ以上・・・３点 １つ以上・・・１点
（A17）事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の合格率が４ポイント以上向上。 ※ただし、事業の対象となる種子の合格率の現状値が 90%以上の場合は、以下の成果目標とする。 10 ポイント又は合格率が 100% ・10 点 ８ポイント以上・・・・・・・・８点 ６ポイント以上・・・・・・・・６点 ４ポイント以上・・・・・・・・４点 ２ポイント以上・・・・・・・・２点	20 ポイント以上・・・10 点 16 ポイント以上・・・８点 12 ポイント以上・・・６点 ８ポイント以上・・・４点 ４ポイント以上・・・２点
（A18）事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子の生産面積の目標年度における増加度合を３ha 以上向上	15ha 以上・・・10 点 12ha 以上・・・８点 ９ha 以上・・・６点 ６ha 以上・・・４点 ３ha 以上・・・３点
（A19）事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子の生産農家１戸当たりの種子生産面積の増加度合を３%以上向上	15%以上・・・10 点 12%以上・・・８点 ９%以上・・・６点 ６%以上・・・４点

		３％以上・・・２点
	（A20）事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子生産者の平均年齢の目標年度における引き下げ度合を２歳以上向上	10 歳以上・・・10 点 ８歳以上・・・８点 ６歳以上・・・６点 ４歳以上・・・４点 ２歳以上・・・２点
	（A21）事業実施地区における稲、麦類及び豆類の種子生産者の目標年度における増加度合を２名以上向上	10 名以上・・・10 点 ８名以上・・・８点 ６名以上・・・６点 ４名以上・・・４点 ２名以上・・・２点
【選択】 ３　畑作物	（てん菜のみ） （B1）作付面積のうち直播栽培の割合を 10 ポイント以上増加	20.0 ポイント以上・・・10 点 17.5 ポイント以上・・・８点 15.0 ポイント以上・・・６点 12.5 ポイント以上・・・４点 10.0 ポイント以上・・・２点
	（てん菜のみ） （B2）10ａ当たり労働時間を３％以上削減	10%以上・・・10 ポイント ９％以上・・・８ポイント ７％以上・・・６ポイント ５％以上・・・４ポイント ３％以上・・・２ポイント
	（ばれいしょのみ） （B3）輪作におけるばれいしょの導入比率を２ポイント以上増加	10 ポイント以上・・・10 点 ８ポイント以上・・・８点 ６ポイント以上・・・６点 ４ポイント以上・・・４点 ２ポイント以上・・・２点
	（かんしょのみ） （B4）当該品目の総出荷量に占める輸出向けの割合を１ポイント以上増加	５ポイント以上・・・10 点 ４ポイント以上・・・８点 ３ポイント以上・・・６点 ２ポイント以上・・・４点 １ポイント以上・・・２点
	（さとうきびのみ） （B5）単位面積当たり労働時間を６％以上削減	15.0%以上・・・10 点 14.5%以上・・・８点 14.0%以上・・・６点 10.0%以上・・・４点 6.0%以上・・・２点
	（ばれいしょ・てん菜のみ） （B6）基幹作業（育苗、播種・植付、収穫等）の外部化又は共同化の割合を 10 ポイント以上増加	30 ポイント以上・・・10 点 25 ポイント以上・・・８点 20 ポイント以上・・・６点 15 ポイント以上・・・４点

		10 ポイント以上・・・２点
	（ばれいしょ・かんしょのみ） （B7）当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を５ポイント以上増加	25 ポイント以上・・・10 点 20 ポイント以上・・・８点 15 ポイント以上・・・６点 10 ポイント以上・・・４点 ５ポイント以上・・・２点
	（ばれいしょ・かんしょのみ） （B8）当該品目の契約取引数量を 10%以上増加	50%以上・・・10 点 40%以上・・・８点 30%以上・・・６点 20%以上・・・４点 10%以上・・・２点
	（ばれいしょ、かんしょのみ） （B9）10a 当たり労働時間を 2.6%以上削減	13.0%以上・・・10 ポイント 10.4%以上・・・８ポイント 7.8%以上・・・６ポイント 5.2%以上・・・４ポイント 2.6%以上・・・２ポイント
	（ばれいしょ、かんしょのみ） （B10）10a 当たり単収を 2.4%以上増加	12.0%以上・・・10 ポイント 9.6%以上・・・８ポイント 7.2%以上・・・６ポイント 4.8%以上・・・４ポイント 2.4%以上・・・２ポイント
	（てん菜・さとうきびのみ） （B11）単収が前年度又は過去３年平均と比較して２%以上増加	10%以上・・・10 点 ８%以上・・・８点 ６%以上・・・６点 ４%以上・・・４点 ２%以上・・・２点
	（てん菜・さとうきびのみ） （B12）収穫面積又は一戸当たり収穫面積が１%以上増加	５%以上・・・10 ポイント ４%以上・・・８ポイント ３%以上・・・６ポイント ２%以上・・・４ポイント １%以上・・・２ポイント
【選択】 4　野菜	（C1）当該品目の全出荷量に占める上位規格品等（大きさ、外観品質、内部品質、他との差別化により有利販売を図ったもの（明確な基準、根拠があるもの））の割合を３ポイント以上増加	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点 ３ポイント以上・・・２点
	（C2）当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を５ポイント以上増加	33 ポイント以上・・・10 点 26 ポイント以上・・・８点 19 ポイント以上・・・６点 12 ポイント以上・・・４点

		５ポイント以上・・・２点
	(C3) 当該品目の契約取引数量を 10%以上増加（事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の１%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の 0.5%以上の場合に限る。）	70%以上・・・10 点 55%以上・・・８点 40%以上・・・６点 25%以上・・・４点 10%以上・・・２点
	(C4) 当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合を５ポイント以上増加	25 ポイント以上・・・10 点 20 ポイント以上・・・８点 15 ポイント以上・・・６点 10 ポイント以上・・・４点 ５ポイント以上・・・２点
	(C5) 当該品目の出荷量に占める海外向けの割合を１ポイント以上増加	５ポイント以上・・・10 点 ４ポイント以上・・・８点 ３ポイント以上・・・６点 ２ポイント以上・・・４点 １ポイント以上・・・２点
	(C6) 当該品目の単位面積当たりの販売額を３%以上増加	15%以上・・・10 点 12%以上・・・８点 ９%以上・・・６点 ６%以上・・・４点 ３%以上・・・２点
	(C7) スマート農業技術で得られるデータの共有を行う面積又は農業者数の割合を 15 ポイント以上増加（※施設園芸に限る）	50 ポイント以上・・・10 点 40 ポイント以上・・・８点 30 ポイント以上・・・６点 20 ポイント以上・・・４点 10 ポイント以上・・・２点
【選択】 ５　花き	(D1) 当該品目の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を３ポイント以上増加	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点 ３ポイント以上・・・２点
	(D2) 当該品目の栽培面積に占める産地で推奨する品種の割合を３ポイント以上増加	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点 ３ポイント以上・・・２点
	(D3) 当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を３ポイント以上増加	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点

		３ポイント以上・・・２点
	（D4）当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量は出荷額の割合を１ポイント以上増加	５ポイント以上・・・10 点 ４ポイント以上・・・８点 ３ポイント以上・・・６点 ２ポイント以上・・・４点 １ポイント以上・・・２点
	（D5）当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を３％以上増加	15%以上・・・・・・10 点 12%以上・・・・・・８点 ９％以上・・・・・・６点 ６％以上・・・・・・４点 ３％以上・・・・・・２点
	（D6）スマート農業技術で得られるデータの共有を行う面積又は農業者数の割合を 15 ポイント以上増加（※施設園芸に限る）	50 ポイント以上・・・10 点 40 ポイント以上・・・８点 30 ポイント以上・・・６点 20 ポイント以上・・・４点 10 ポイント以上・・・２点
【選択】 ６　果樹	（E1）当該品目の単位面積当たり収量を３％以上増加	15%以上・・・10 点 12%以上・・・８点 ９％以上・・・６点 ６％以上・・・４点 ３％以上・・・２点
	（E2）当該品目の栽培面積に占める産地で推奨する品種の割合を３ポイント以上増加	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点 ３ポイント以上・・・２点
	（E3）当該品目の総出荷量又は総出荷額に占める輸出向けの割合を１ポイント以上増加	５ポイント以上・・・10 点 ４ポイント以上・・・８点 ３ポイント以上・・・６点 ２ポイント以上・・・４点 １ポイント以上・・・２点
	（E4）当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を３ポイント以上増加	15 ポイント以上・・・10 点 12 ポイント以上・・・８点 ９ポイント以上・・・６点 ６ポイント以上・・・４点 ３ポイント以上・・・２点
	（E5）改植・新植面積を 0.3ha 以上増加	5.0ha 以上・・・10 点 3.0ha 以上・・・８点 1.5ha 以上・・・６点 1.0ha 以上・・・４点

		0.3ha 以上・・・２点
	（E6）スマート農業技術で得られるデータの共有を行う面積又は農業者数の割合を 15 ポイント以上増加（※施設園芸に限る）	50 ポイント以上・・・10 点 40 ポイント以上・・・８点 30 ポイント以上・・・６点 20 ポイント以上・・・４点 10 ポイント以上・・・２点
【選択】 ７　茶	（F1）当該品目の単位面積当たり収量を５％以上増加	25%以上・・・10 点 20%以上・・・８点 15%以上・・・６点 10%以上・・・４点 ５%以上・・・２点
	（F2）当該品目の栽培面積に占める産地で推奨する品種の割合を 10 ポイント以上増加	18 ポイント以上・・・10 点 16 ポイント以上・・・８点 14 ポイント以上・・・６点 12 ポイント以上・・・４点 10 ポイント以上・・・２点
	（F3）当該品目の総出荷量又は総出荷額に占める輸出向けの割合を 10 ポイント以上増加	30 ポイント以上・・・10 点 25 ポイント以上・・・８点 20 ポイント以上・・・６点 15 ポイント以上・・・４点 10 ポイント以上・・・２点
	（F4）契約取引量指数を直近値より７以上増加。（なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に 100 を乗じた数とする。）	35 以上・・・10 点 28 以上・・・８点 21 以上・・・６点 14 以上・・・４点 ７以上・・・２点
	（F5）改植・新植面積を 0.5ha 以上増加	5.0ha 以上・・・10 点 3.0ha 以上・・・８点 1.5ha 以上・・・６点 1.0ha 以上・・・４点 0.5ha 以上・・・２点
加点要素１ スマート農業技術活用促進法との関係	取組主体が農業者の場合、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している。（注１）	７点
以下の加点要素２～５については、いずれか１つを選択できるものとする。		
加点要素２ 高温対策	スマート技術体系への包括的転換の取組にあわせて高温による農作物への影響を回避・軽減する取組を	３点

	実施する。	
加点要素３ 地域計画	取組主体が、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第１項に定める地域計画のうち「将来像が明確化された地域計画（注２）」に位置付けられている。	５点
加点要素４ 実効性	都道府県の普及組織等による技術的なサポート及び技術普及の取組を実施する。	５点
加点要素５ 重点品目	・重点品目の取組を実施（輸出の取組） ・準重点品目の取組を実施（輸出の取組） （注３）	５点 ３点
加点要素６ 都道府県加算	・都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断したもの	年間２点（北海道にあっては年間３点）

（注１）　事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。

なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、取組主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

（注２）　「将来像が明確化された地域計画」とは、次の１及び２の要件を満たすものをいう。

１　農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

（１）目標集積率が、「現状の集積率」を下回らないこと。

（２）目標集積率が８割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が６割以上であれば可とする。

２　農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10 年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積が「区域内の農用地等面積」に占める割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

（１）農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、１割未満であること。

（２）農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、２割未満であること。

（注３）　輸出拡大が有望な品目及び国産シェア奪還が重要な品目に係る取組を優先するため、次のエの「重点品目加算ポイントの内容」欄に掲げる品目（以下「重点品目等」という。）について、産地において輸出実績がある又は目標年度までに輸出に取り組む計画を策定している取組（以下「輸出の取組」という。）である場合は、ポイントを加算する。また、重点品目等について、輸出の取組以外の取組を実施する場合には、加算するポイントを半分とする。

ただし、重点品目等以外の品目であっても、輸出事業計画に認定された取組又はフラッグシップ輸出産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和６年４月 19 日付け６輸国第 256 号）第５の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。）に認定された取組については、準重点品目に準じて３点を加算できるものとする。

エ　重点品目及び準重点品目の内容

重点品目加算ポイントの内容		
点数	重点品目 ５点	準重点品目 ３点
野菜	いちご、たまねぎ、えだまめ、メロン、かぼちゃ、ねぎ、ブロッコリー	にんにく、キャベツ、すいか、ごぼう、ほうれんそう、ながいも、にんじん
果樹	りんご、ぶどう、かんきつ類、もも、かき、日本なし	うめ、くり、キウイフルーツ、おうとう
花き	切り枝、スイートピー、トルコギキョウ、リンドウ、グロリオサ、ボタン・シャクヤク、ダリア、ラナンキュラス、宿根カスミソウ、クリスマスローズ、キク	カーネーション、イヌマキ、盆栽類、切り葉
畑作物・地域特産物	茶、かんしょ（でん粉原料用及びアルコール用を除く。）、ばれいしょ（生食用を除く。）	
土地利用型作物	輸出用米、米粉用米、小麦、大豆	麦類(二条大麦、六条大麦、はだか麦)、豆類(小豆、いんげん、落花生)

※　複合品目にかかる取組の場合にあっては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大の点を加算するものとする。

別紙（第 10 の２関係）

果樹又は茶の改植等を実施するにあたっての要件及び留意事項

１　果樹の改植・新植等の取組に係る要件等

本取組は、農業機械の導入等を行う取組主体のみ実施できるものとし、対象となる取組主体は、以下の（１）に掲げるものとする。

また、対象となる品目・品種は、果樹産地構造改革計画（「果樹産地構造改革計画について」（平成 17 年３月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林水産省生産局長通知）に基づき策定した計画（以下「産地計画」という。）又は地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条第１項に規定する地域計画をいう。）において、今後振興すべきと定められている又は今後定めることが確実と見込まれる品目・品種であって、省力樹形、省力的な植栽方法による改植・新植に取り組むものに限るものとする。

なお、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 20 条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第 55 条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならない。

（１）対象となる取組主体

ア　産地計画において担い手と定められた生産者

イ　産地計画に参画しているア以外の生産者（１年以内にアの担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は、アの担い手との間で果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の、継続して８年以上の期間を有する契約を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。）

ウ　地域計画のうち目標地図（基盤法第19条第３項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた担い手等（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第２条第４項第１号ハに定める組織をいう。）、市町村の基本構想（基盤法第６条第１項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）

エ　スマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けた者及び同計画について地方農政局等との協議が終了しており、認定を受けることが確実と見込まれる者

オ　その他特に必要と認める者

（２）支援の要件

ア　本取組が実施される地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であって、取組の

対象とする園地は、地域計画の区域内であって、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地とする。

イ　改植及び新植を実施する面積は、取組主体当たりの合計で30a以上とする。

ウ　本取組の対象となる取組主体の主たる事務所が所在する都道府県において、当該取組の支援対象者である市町村の区域又は生産出荷団体若しくは地域協議会長等が特に必要と認める者の業務区域における対象品目の収穫共済（対象品目について果樹共済のうち収穫共済の引き受けが行われている場合に限る。）又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること。

（３）取組上の留意事項

ア　地域協議会長等は、関係機関と連携して、計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

イ　地域協議会長等が行う事前確認及び事後確認については、以下のとおりとする。

（ア）別表２－２のⅠ並びに（１）及び（２）の要件等を満たしていること。

（イ）取組主体事業計画に掲げる果樹園地において改植・新植等の取組が適正に実施されていること。

（ウ）別表２－２のⅠにより補助するものにあっては、実施された事業量を確認する。

（エ）地域協議会長等は、（イ）及び（ウ）に係る事前確認及び事後確認を次のａからｄまでに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、地域協議会長等は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

ａ　法人格を有していること。

ｂ　実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

ｃ　実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

ｄ　当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる産地スマート計画の構成員になっていないこと。

２　茶の改植・新植等の取組に係る要件等

（１）支援の要件

支援の対象となる茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

ア　別表２－２のⅡ（２）以外のメニューに取り組む場合にあっては、事業実施年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管

理が行われていること。

イ　地域計画の区域内（地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。）であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。

ウ　当該茶園について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第４条又は第５条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。

エ　当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。

（２）取組上の留意事項

ア　別表２－２のⅡ（１）、（２）に定める取組を行う場合にあっては、畝向きの統一化など機械化作業体系に資する植栽方法であること。

イ　別表２－２のⅡ（１）、（２）に定める取組を行う場合にあっては、栽植密度が、地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる栽植密度を有すること。

ウ　別表２－２のⅡ（４）の支援を受ける場合には、40a 以上又は改植実施面積の１割以上について異なる品種へ転換すること。

エ　過去に本事業を含む国庫補助事業による支援を受けて、同一内容の支援を受けていないこと。

オ　地域協議会長等が行う実施確認については、以下のとおりとする。

（ア）地域協議会長等は、取組主体が前項に定める支援対象となる茶園の要件を満たすことを事業に着手する前に提出資料又は現地で確認すること。

（イ）地域協議会長等は、取組主体が植栽等を行ったことを確認する（以下「事後確認」という。）ため、以下の事項を現地で確認するものとする。

ａ事業の取組が確実に実施されたこと。

ｂ　実際の支援対象面積

ｃ　植栽を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名

（ウ）地域協議会長等は、事後確認に当たり、必要に応じて、取組主体の立ち会いや関係書類の提出を求めるものとする。

（エ）地域協議会長等は、（ア）及び（イ）に係る確認業務を次のａからｄまでに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、地域協議会長等は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

ａ　法人格を有していること。

ｂ　実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

ｃ　実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

d　当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる産地スマート計画の構成員になっていないこと。

（オ）実施確認結果の通知

地域協議会長等は、事後確認を行った場合は、取組主体に対し、確認結果を通知する。